

基補発 0311 第 1 号
基安化発 0311 第 1 号
令和 3 年 3 月 11 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
補 償 課 長
安全衛生部化学物質対策課長

3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン (MOCA)
による膀胱がんの労災請求勧奨等について(協力依頼)

日頃より、労働基準行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

3, 3' -ジクロロ-4, 4' -ジアミノジフェニルメタン(以下「MOCA」という。)のばく露と膀胱がんとの関連については、化成品等を製造する事業場において MOCA を取り扱う業務に従事した複数の労働者から膀胱がんを発症したとして労災請求があったことを受け、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」を開催し、医学的知見を報告書として取りまとめ、令和 2 年 12 月 22 日に公表したところです。

報告書の公表に伴い、今般、当省において把握している、MOCA を取り扱っている又は過去に取り扱っていた 529 事業場に対して、別添 1～4 を送付することにより労災請求手続き等の周知を行ったところです。

MOCA については、平成 28 年 9 月 21 日付け基安発 0921 第 1 号又は同年 10 月 7 日付け基安発 1007 第 3 号等により、当省から貴会に対し、健康障害の防止対策について要請していますが、MOCA は国内の化成品等を製造する事業場において広く使用されているものであるため、貴会傘下の事業場に対しても別添 5 等を活用することにより労災請求手続き等の周知をしていただくようお願いいたします。

(問い合わせ先)

厚生労働省労働基準局補償課

職業病認定対策室 職業病認定業務第二係

TEL : 03-3502-6750

事業主の皆さまへ

～ MOCA を取り扱う作業に従事されていた
労働者等への労災保険制度の周知等のお願いについて ～

労働基準行政の推進につきまして、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内の化成品等を製造する工場において、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）を取り扱う業務に従事していた労働者に発症した膀胱がんの労災請求があったことを受け、厚生労働省において、MOCA のばく露と膀胱がんの発症との関連性について検討を行った結果、令和2年12月に、現時点の医学的知見が、報告書として取りまとめられました。

この報告書で示された MOCA のばく露と膀胱がんの発症との関連性については、概ね次のとおりであり、MOCA のばく露により膀胱がんを発症したとして労災請求がなされた事案については、この考え方にに基づき業務と膀胱がんの関連性を検討し、労災保険給付の可否を判断します。

- ① MOCA のばく露業務に5年以上従事した労働者に発症した膀胱がんは、潜伏期間が10年以上認められる場合、その業務が有力な原因となって発症した可能性が高いものと考えること。
- ② MOCA のばく露業務への従事期間が5年または潜伏期間が10年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無、喫煙の有無などを勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討すること。

過去に MOCA を取り扱っていた労働者の中には、膀胱がんを発症された方がいる可能性があることから、厚生労働省では、MOCA を過去に取り扱っていた、または現在取り扱っている事業場に対して、所属の労働者、既に退職されている労働者やそのご遺族の方々に、労災保険制度の周知と労災請求等の勧奨をしていただくよう要請することになりましたので、貴事業場におかれましても、趣旨をご理解の上、ご協力いただくようお願い申し上げます。

※ MOCA により膀胱がんを発症した労働者に関する労災請求権の消滅時効については、報告書の公表日（令和 2 年 12 月 22 日）から進行します。

なお、制度の概要や請求手続き等については、同封のパンフレット「労災保険給付の概要」、「請求（申請）のできる保険給付等」をご参照いただくとともに、退職された労働者や、そのご遺族の方々への周知等に当たっては、別添のお知らせの書面をご活用ください。

また、現在 MOCA を取り扱う業務に従事している労働者で、特殊健康診断等により、膀胱がんと診断された方についても、同封のパンフレット等により、労災保険制度の周知と労災請求の勧奨をしていただきますようお願いいたします。

労災保険制度や労災請求の手続き等についてご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

※ 「労災保険給付の概要」、「請求（申請）のできる保険給付等」のほか、労災補償関係のパンフレット等については、厚生労働省ホームページにも掲載していますので、必要に応じてご活用ください。

また、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書についても同様に、厚生労働省ホームページに掲載しています。

パンフレット検索方法

トップページの「テーマ別に探す」→雇用・労働の「労働基準」→施策情報の「労災補償」→労災補償給付の種類→各種パンフレット・FAQ はこちら

報告書検索方法

芳香族アミン検討会で検索→厚生労働省「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」→2020（令和 2）年 12 月 22 日の報道発表資料

参考：MOCA による健康障害防止対策について

MOCA を現在取り扱っている事業場及び過去に取り扱っていた事業場に対して、以下の対策をお願いしていますので、改めてご留意頂きますようお願いいたします。

1 特化則に基づくばく露防止措置等の徹底（現在取扱事業場）

MOCA の製造・取扱いを現在行っている事業場においては、特定化学物質傷害予防規則（特化則）に基づくばく露防止措置を徹底すること。

その際、設備的な対策のみならず、関係労働者の作業方法や保護具の着用・管理等についても必要な対策を講じること。また、経気道ばく露に限らず、保護手袋の着用や休憩室への入室の際の付着物の除去など、経皮ばく露や経口ばく露の防止措置も講じること。

2 特化則に基づく健康管理の徹底等（現在取扱事業場、過去取扱事業場）

現に MOCA を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用しているものに対して、平成 29 年 4 月から施行された改正後の特化則に基づく特殊健康診断（膀胱がん等の尿路系の障害（腫瘍等）を予防・早期発見するための項目が追加されたもの）の実施を徹底すること。

なお、MOCA を取り扱ったことのある労働者であって既に退職しているものについては、今後、専門家の意見を聴取し、必要な措置を講じる予定としているが、それまでの間、特化則に基づく特殊健康診断と同様の内容の検査の受検を勧奨すること。

3 特化則に基づく記録の保存期間の延長（現在取扱事業場、過去取扱事業場）

膀胱がん有病歴者の中には、MOCA へのばく露から膀胱がんの発症まで 30 年以上経過していると考えられる者も確認されていることから、MOCA を現在又は過去に製造し、若しくは取り扱ったことのある事業場においては、特化則に基づく MOCA に関する作業の記録、作業環境測定の評価の記録、特殊健康診断の結果の記録について、法令上の保存期間（30 年間）を経過後も、引き続き、保存すること。

◆お問い合わせ先一覧

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
01	北海道局	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	(代)011-709-2311
	労働基準監督署			
	札幌中央	060-8587	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎7階	011-737-1193
	札幌東	004-8518	札幌市厚別区厚別中央2条1-2-5	011-894-2817
	函館	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	0138-87-7607
	小樽	047-0007	小樽市港町5-2 小樽地方合同庁舎3階	0134-33-7651
	岩見沢	068-0005	岩見沢市5条東15-7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126-22-4490
	旭川	078-8505	旭川市宮前1条3丁目3番15号 旭川合同庁舎西館6階	0166-99-4706
	帯広	080-0016	帯広市西6条南7丁目3 帯広地方合同庁舎	0155-97-1245
	滝川	073-8502	滝川市緑町2-5-30	0125-24-7361
	北見	090-8540	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157-88-3985
	室蘭	051-0023	室蘭市入江町1-13 室蘭地方合同庁舎	0143-23-6131
	苫小牧	053-8540	苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144-88-8901
	釧路	085-8510	釧路市柏木町2-12	0154-45-7837
	名寄	096-0014	名寄市西4条南9丁目16番地	01654-2-3186
	留萌	077-0048	留萌市大町2 留萌地方合同庁舎	0164-42-0463
	稚内	097-0001	稚内市末広3-3-1	0162-23-3833
	浦河	057-0034	浦河郡浦河町堺町西1-3-31	0146-22-2113
	倶知安支署	044-0011	虻田郡倶知安町南1条東3丁目1番地 倶知安地方合同庁舎4階	0136-22-0206
02	青森局	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	(直)017-734-4115
	労働基準監督署			
	青森	030-0861	青森市長島1-3-5 青森第2合同庁舎8階	017-715-5452
	弘前	036-8172	弘前市大字南富田町5-1	0172-33-6411
	八戸	039-1166	八戸市根城9-13-9 八戸合同庁舎1階	0178-46-3311
	五所川原	037-0004	五所川原市大字唐笠柳字藤巻507-5 五所川原合同庁舎3階	0173-35-2309
	十和田	034-0082	十和田市西二番町14-12 十和田奥入瀬合同庁舎3階	0176-23-2780
	むつ	035-0072	むつ市金谷2-6-15 下北合同庁舎4階	0175-22-3136
03	岩手局	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 5階	(直)019-604-3009
	労働基準監督署			
	盛岡	020-8523	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎 6階	019-907-9213
	宮古	027-0073	宮古市緑ヶ丘5-29	0193-62-6455
	釜石	026-0041	釜石市上中島町4丁目3-50 NTT東日本上中島ビル1階	0193-23-0651
	花巻	025-0076	花巻市城内9-27 花巻合同庁舎2階	0198-23-5231
	一関	021-0864	一関市旭町5-11	0191-23-4125
	大船渡	022-0002	大船渡市大船渡町字台13-14	0192-26-5231
	二戸	028-6103	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎2階	0195-23-4131
04	宮城局	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎8階	(直)022-299-8843
	労働基準監督署			
	仙台	983-8507	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎1階	022-299-9074
	石巻	986-0832	石巻市泉町4-1-18 石巻合同庁舎 2階	0225-85-3484
	(気仙沼臨時窓口)	988-0077	気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ 2階	0226-25-6921
	古川	989-6161	大崎市古川駅南2-9-47	0229-22-2112
	大河原	989-1246	柴田郡大河原町字新東24-25	0224-53-2154
	瀬峰	989-4521	栗原市瀬峰下田50-8	0228-38-3131

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
05	秋田局	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	(直)018-883-4275
	労働基準監督署			
	秋田	010-0951	秋田市山王7-1-4 秋田第2合同庁舎	018-801-0823
	能代	016-0895	能代市末広町4-20 能代合同庁舎	0185-52-6151
	大館	017-0897	大館市字三の丸6-2	0186-42-4033
	横手	013-0033	横手市旭川1-2-23	0182-32-3111
	大曲	014-0063	大仙市大曲日の出町1-3-4 大曲法務合同庁舎1階	0187-63-5151
	本荘	015-0874	由利本荘市給人町17 本荘合同庁舎2階	0184-22-4124
06	山形局	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル3階	(直)023-624-8227
	労働基準監督署			
	山形	990-0041	山形市緑町1-5-48 山形地方合同庁舎4階	023-608-5257
	米沢	992-0012	米沢市金池3-1-39 米沢地方合同庁舎3階	0238-23-7120
	庄内	997-0047	鶴岡市大塚町17-27 鶴岡合同庁舎4階	0235-41-2675
	新庄	996-0011	新庄市東谷地田町6-4 新庄合同庁舎3階	0233-22-0227
	村山	995-0021	村山市楯岡楯2-28 村山合同庁舎2階	0237-55-2815
07	福島局	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎5F	(直)024-536-4605
	労働基準監督署			
	福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎1F	024-536-4613
	郡山	963-8025	郡山市桑野2-1-18	024-922-1378
	いわき	970-8026	いわき市平字堂根町4-11 いわき地方合同庁舎4F	0246-23-2258
	会津	965-0803	会津若松市城前2-10	0242-88-3458
	白河	961-0074	白河市郭内1-124	0248-24-1391
	須賀川	962-0834	須賀川市旭町204-1	0248-75-3519
	会津(喜多方支署)	966-0896	喜多方市諏訪91	0241-22-4211
	相馬	976-0042	相馬市中村字桜ヶ丘68	0244-36-4175
	富岡	979-1112	双葉郡富岡町中央2-104	0240-22-3003
08	茨城局	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎5階	(直)029-224-6217
	労働基準監督署			
	水戸	310-0015	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎3階	029-277-7917
	日立	317-0073	日立市幸町2-9-4	0294-88-3981
	土浦	300-0805	土浦市宍塚1838 土浦労働総合庁舎4階	029-882-7022
	筑西	308-0825	筑西市下中山581-2	0296-22-4564
	古河	306-0011	古河市東3-7-32	0280-32-3232
	常総	303-0022	常総市水海道淵頭町3114-4	0297-22-0264
	龍ヶ崎	301-0005	龍ヶ崎市川原代町四区6336-1	0297-62-3331
	鹿嶋	314-0031	鹿嶋市宮中1995-1 鹿嶋労働総合庁舎3階	0299-83-8461
09	栃木局	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 3階	(直)028-634-9118
	労働基準監督署			
	宇都宮	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎 別館	028-346-3169
	足利	326-0807	足利市大正町864	0284-41-1188
	栃木	328-0042	栃木市沼和田町20-24	0282-88-5499
	鹿沼	322-0063	鹿沼市戸張町2365-5	0289-64-3215
	大田原	324-0041	大田原市本町2-2828-19	0287-22-2279
	日光	321-1261	日光市今市305-1	0288-22-0273
	真岡	321-4305	真岡市荒町5203	0285-82-4443

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
10	群馬局	371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎8F	(直)027-896-4738
	労働基準監督署			
	高崎	370-0045	高崎市東町134-12 高崎地方合同庁舎3F	027-367-2314
	前橋	371-0026	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎7F	027-896-4537
	前橋伊勢崎分庁舎	372-0024	伊勢崎市下植木町517	0270-25-3363
	桐生	376-0045	桐生市末広町13番地5 桐生地方合同庁舎1F	0277-44-3523
	太田	373-0817	太田市飯塚町104-1	0276-58-9730
	沼田	378-0031	沼田市薄根町4468-4	0278-23-0323
	藤岡	375-0014	藤岡市下栗須124-10	0274-22-1418
	中之条	377-0424	吾妻郡中之条町中之条664-1	0279-75-3034

11	埼玉局	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー15F	(直)048-600-6207
	労働基準監督署			
	さいたま	330-6014	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー14F	(直)048-600-4802
	川口	332-0015	川口市川口2-10-2	(直)048-252-3804
	熊谷	360-0856	熊谷市別府5-95	048-533-3611
	川越	350-1118	川越市豊田本1-19-8 川越地方合同庁舎2F	(直)049-242-0893
	春日部	344-8506	春日部市南3-10-13	(直)048-735-5228
	所沢	359-0042	所沢市並木6-1-3 所沢地方合同庁舎3F	(直)04-2995-2586
	行田	361-8504	行田市桜町2-6-14	048-556-4195
	秩父	368-0024	秩父市上宮地町23-24	0494-22-3725

12	千葉局	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階	(直)043-221-4313
	労働基準監督署			
	千葉	260-8506	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3階	043-308-0673
	船橋	273-0022	船橋市海神町2-3-13	047-431-0183
	柏	277-0005	柏市柏255-31	04-7163-0248
	銚子	288-0041	銚子市中央町8-16 銚子労働総合庁舎4階	0479-22-8100
	木更津	292-0831	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3階	0438-80-2831
	茂原	297-0018	茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
	成田	286-0134	成田市東和田553-4	0476-22-5666
	東金	283-0005	東金市田間65	0475-52-4358

13	東京局	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階	(直)03-3512-1617
	労働基準監督署			
	中央	112-8573	文京区後楽1-9-20 飯田橋合同庁舎7階	03-5803-7383
	上野	110-0008	台東区池之端1-2-22 上野合同庁舎7階	03-6872-1316
	三田	108-0014	港区芝5-35-2 安全衛生総合会館3階	03-3452-5472
	品川	141-0021	品川区上大崎3-13-26	03-3443-5744
	大田	144-8606	大田区蒲田5-40-3 月村ビル9階	03-3732-0173
	渋谷	150-0041	渋谷区神南1-3-5 渋谷神南合同庁舎6階	03-3780-6507
	新宿	169-0073	新宿区百人町4-4-1 新宿労働総合庁舎5階	03-3361-4402
	池袋	171-8502	豊島区池袋4-30-20 豊島地方合同庁舎1階	03-3971-1259
	王子	115-0045	北区赤羽2-8-5	03-6679-0226
	足立	120-0026	足立区千住旭町4-21 足立地方合同庁舎4階	03-3882-1189
	向島	131-0032	墨田区東向島4-33-13	03-5630-1033
	亀戸	136-8513	江東区亀戸2-19-1 カメリアプラザ8階	03-3637-8132
	江戸川	134-0091	江戸川区船堀2-4-11	03-6681-8232
	八王子	192-0046	八王子市明神町3-8-10	042-680-8923
	立川	190-8516	立川市緑町4-2 立川地方合同庁舎3階	042-523-4474
	青梅	198-0042	青梅市東青梅2-6-2	0428-28-0392
	三鷹	180-8518	武蔵野市御殿山1-1-3 クリスタルパークビル3階	0422-67-3422
	町田支署	194-0022	町田市森野2-28-14 町田地方合同庁舎2階	042-718-8592

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
14	神奈川県	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎8階	(直)045-211-7355
	労働基準監督署			
	横浜南	231-0003	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎9階	045-211-7376
	鶴見	230-0051	横浜市鶴見区鶴見中央2-6-18	045-279-5487
	川崎南	210-0012	川崎市川崎区宮前町8-2	044-244-1272
	川崎北	213-0001	川崎市高津区溝口1-21-9	044-382-3192
	横須賀	238-0005	横須賀市新港町1-8 横須賀地方合同庁舎5階	046-823-0858
	横浜北	222-0033	横浜市港北区新横浜3-24-6 横浜港北地方合同庁舎3階	045-474-1253
	平塚	254-0041	平塚市浅間町10-22 平塚地方合同庁舎3階	0463-43-8616
	藤沢	251-0054	藤沢市朝日町5-12 藤沢労働総合庁舎3階	0466-97-6749
	小田原	250-0011	小田原市栄町1-1-15ミナカ小田原9階	0465-22-7151
	厚木	243-0018	厚木市中町3-2-6 厚木Tビル5階	046-401-1642
	相模原	252-0236	相模原市中央区富士見6-10-10 相模原地方合同庁舎4階	042-861-8632
	横浜西	240-8612	横浜市保土ヶ谷区岩井町1-7 保土ヶ谷駅ビル4階	045-332-9311
15	新潟局	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館3階	(直)025-288-3506
	労働基準監督署			
	新潟	950-8624	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館2階	025-288-3574
	長岡	940-0082	長岡市千歳1-3-88 長岡地方合同庁舎7階	0258-33-8711
	上越	943-0803	上越市春日野1-5-22 上越地方合同庁舎3階	025-524-2111
	三条	955-0055	三条市塚野目2-5-11	0256-32-1150
	新発田	957-8506	新発田市日渡96 新発田地方合同庁舎3階	0254-27-6680
	新津	956-0864	新潟市秋葉区新津本町4-18-8 新津労働総合庁舎3階	0250-22-4161
	小出	946-0004	魚沼市大塚新田87-3	025-792-0241
	十日町	948-0073	十日町市稻荷町2-9-3	025-752-2079
	佐渡	952-0016	佐渡市原黒333-38	0259-23-4500
16	富山局	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎3階	(直)076-432-2739
	労働基準監督署			
	富山	930-0008	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎2階	076-432-9143
	高岡	933-0046	高岡市中川本町10-21 高岡法務合同庁舎2階	0766-89-1332
	魚津	937-0801	魚津市新金屋1-12-31 魚津合同庁舎4階	0765-22-0579
	砺波	939-1367	砺波市広上町5-3	0763-32-3323
17	石川局	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎5階	(直)076-265-4426
	労働基準監督署			
	金沢	921-8013	金沢市新神田4-3-10 金沢新神田合同庁舎3階	076-292-7938
	小松	923-0868	小松市日の出町1-120 小松日の出合同庁舎7階	0761-22-4317
	七尾	926-0852	七尾市小島町西部2 七尾地方合同庁舎2階	0767-52-3294
	穴水	927-0027	鳳珠郡穴水町川島キ84 穴水地方合同庁舎2階	0768-52-1140
18	福井局	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	(直)0776-22-2656
	労働基準監督署			
	福井	910-0842	福井市開発1-121-5	0776-54-7857
	敦賀	914-0055	敦賀市鉄輪町1-7-3 敦賀駅前合同庁舎2階	0770-22-0745
	武生	915-0814	越前市中央1-6-4	0778-23-1440
	大野	912-0052	大野市弥生町1-31	0779-66-3838
19	山梨局	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	(直)055-225-2856
	労働基準監督署			
	甲府	400-8579	甲府市下飯田2-5-51	055-224-5619
	都留	402-0005	都留市四日市場23-2	0554-43-2195
	鰍沢	400-0601	南巨摩郡富士川町鰍沢655-50	0556-22-3181

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
20	長野局	380-8572	長野市中御所1丁目22-1	(直)026-223-0556
	労働基準監督署			
	長野	380-8573	長野市中御所1丁目22-1	026-474-9939
	松本	390-0852	松本市大字島立1696	0263-44-1253
	岡谷	394-0027	岡谷市中央町1-8-4	0266-22-3454
	上田	386-0025	上田市天神2-4-70 上田労働総合庁舎	0268-22-0338
	飯田	395-0051	飯田市高羽町6-1-5 飯田高羽合同庁舎3階	0265-22-2635
	中野	383-0022	中野市中央1-2-21	0269-22-2105
	小諸	384-0017	小諸市三和1-6-22	0267-22-1760
	伊那	396-0015	伊那市中央5033-2	0265-72-6181
	大町	398-0002	大町市大町2943-5 大町地方合同庁舎4階	0261-22-2001

21	岐阜局	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎3階	(直)058-245-8105
	労働基準監督署			
	岐阜	500-8157	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階	058-247-2370
	大垣	503-0893	大垣市藤江町1-1-1	0584-80-5082
	高山	506-0009	高山市花岡町3-6-6	0577-32-1180
	多治見	507-0037	多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階	0572-22-6381
	関	501-3803	関市西本郷通3-1-15	0575-22-3251
	恵那	509-7203	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎2階	0573-26-2175
	岐阜八幡	501-4235	郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎3階	0575-65-2101

22	静岡局	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎 3階	(直)054-254-6369
	労働基準監督署			
	浜松	430-8639	浜松市中区中央1-12-4 浜松合同庁舎8階	053-456-8150
	静岡	420-0858	静岡市葵区伝馬町24-2相川伝馬町ビル2階・3階	054-252-8108
	沼津	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎4階	055-933-5830
	三島	411-0033	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎3階	055-916-7343
	(下田駐在事務所)	415-0036	下田市西本郷2-5-33 下田地方合同庁舎1階	0558-22-0649
	富士	417-0041	富士市御幸町13-28	0545-51-2255
	磐田	438-8585	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎4階	0538-82-3087
	島田	427-8508	島田市本通1丁目4677-4 島田労働総合庁舎3階	0547-41-4913

23	愛知局	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング11階	(直)052-855-2147
	労働基準監督署			
	名古屋北	461-8575	名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館8階	052-961-8655
	名古屋南	455-8525	名古屋市港区港明1-10-4	052-651-9209
	名古屋東	468-8551	名古屋市天白区中平5-2101	052-800-0794
	名古屋西	453-0813	名古屋市中村区二ツ橋町3-37	052-481-9534
	豊橋	440-8506	豊橋市大国町111 豊橋地方合同庁舎6階	0532-54-1194
	岡崎	444-0813	岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎5階	0564-52-3163
	一宮	491-0903	一宮市八幡4-8-7 一宮労働総合庁舎2階	0586-80-8092
	半田	475-8560	半田市宮路町200-4 半田地方合同庁舎3階	0569-55-7392
	刈谷	448-0858	刈谷市若松町1-46-1 刈谷合同庁舎3階	0566-80-9844
	豊田	471-0867	豊田市常盤町3-25-2	0565-30-7112
	瀬戸	489-0881	瀬戸市熊野町100	0561-82-2103
	津島	496-0042	津島市寺前町3-87-4	0567-26-4155
	江南	483-8162	江南市尾崎町河原101	0587-54-2443
	西尾支署	445-0072	西尾市徳次町下十五夜13	0563-57-7161

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
24	三重局	514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	(直)059-226-2109
	労働基準監督署			
	四日市	510-0064	四日市市新正2-5-23	059-351-1661
	松阪	515-0011	松阪市高町493-6 松阪合同庁舎3階	0598-51-0015
	津	514-0002	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎1階	059-227-1286
	伊勢	516-0008	伊勢市船江1-12-16	0596-28-2164
	伊賀	518-0836	伊賀市緑ヶ丘本町1507-3 伊賀上野地方合同庁舎1階	0595-21-0803
	熊野	519-4324	熊野市井戸町672-3	0597-85-2277
25	滋賀局	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	(直)077-522-6630
	労働基準監督署			
	大津	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎3階	077-522-6644
	彦根	522-0054	彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749-22-0654
	東近江	527-8554	東近江市八日市緑町8-14	0748-41-3367
26	京都局	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	(直)075-241-3217
	労働基準監督署			
	京都上	604-8467	京都市中京区西ノ京大炊御門町19-19	075-462-5125
	京都下	600-8007	京都市下京区四条通東洞院東入立売西町60番地 日本生命四条ビル5階	075-254-3198
	京都南	612-8108	京都市伏見区奉行前町6番地	075-601-8324
	福知山	620-0035	福知山市内記1丁目10-29 福知山地方合同庁舎4階	0773-22-2181
	舞鶴	624-0946	舞鶴市字下福井901 舞鶴港湾合同庁舎6階	0773-75-0680
	丹後	627-0012	京丹後市峰山町杉谷147-14	0772-62-1214
	園部	622-0003	南丹市園部町新町118-13	0771-62-0567
27	大阪局	540-8527	大阪府中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館9階	(直)06-6949-6507
	労働基準監督署			
	大阪中央	540-0003	大阪府中央区森ノ宮中央1-15-10	06-7669-8728
	大阪南	557-8502	大阪府西成区玉出中2-13-27	06-7688-5582
	天満	530-6007	大阪府北区天満橋1-8-30 OAPタワー7階	06-7713-2005
	大阪西	550-0014	大阪府西区北堀江1-2-19 アステリオ北堀江ビル9階	06-7713-2023
	西野田	554-0012	大阪府此花区西九条5-3-63	06-7669-8788
	淀川	532-8507	大阪府淀川区西三国4-1-12	06-7668-0270
	東大阪	577-0809	東大阪府永和2-1-1 東大阪商工会議所3階	06-7713-2027
	岸和田	596-0073	岸和田市岸城町23-16	072-498-1014
	堺	590-0078	堺市堺区南瓦町2-29 堺地方合同庁舎3階	072-340-3835
	羽曳野	583-0857	羽曳野市萱田3-15-17	072-942-1309
	北大阪	573-8512	枚方市東田宮1-6-8	072-391-5827
	泉大津	595-0025	泉大津市旭町22-45 テクスピア大阪6階	0725-27-1212
	茨木	567-8530	茨木市上中条2-5-7	072-604-5310
28	兵庫局	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー16階	(直)078-367-9155
	労働基準監督署			
	神戸東	650-0024	神戸市中央区海岸通29 神戸地方合同庁舎3階	078-332-5353
	神戸西	652-0802	神戸市兵庫区水木通10-1-5	078-576-1831
	尼崎	660-0892	尼崎市東難波町4-18-36 尼崎地方合同庁舎	06-6481-1541
	姫路	670-0947	姫路市北条1-83	079-224-1481
	伊丹	664-0881	伊丹市昆陽1-1-6 伊丹労働総合庁舎	072-772-6224
	西宮	662-0942	西宮市浜町7-35 西宮地方合同庁舎	0798-24-8603
	加古川	675-0017	加古川市野口町良野1737	079-422-5001
	西脇	677-0015	西脇市西脇885-30 西脇地方合同庁舎	0795-22-3366
	但馬	668-0031	豊岡市大手町9-15	0796-22-5145
	相生	678-0031	相生市旭1-3-18 相生地方合同庁舎	0791-22-1020
	淡路	656-0014	洲本市桑間280-2	0799-22-2591

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
29	奈良局	630-8113	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階	(直)0742-32-1910
	労働基準監督署			
	奈良	630-8301	奈良市高畑町552 奈良第2地方合同庁舎	0742-85-6445
	葛城	635-0095	大和高田市大中393	0745-52-5891
	桜井	633-0062	桜井市粟殿1012	0744-42-6901
	大淀	638-0821	吉野郡大淀町下瀬364-1	0747-52-0261
30	和歌山局	640-8581	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎2階	(直)073-488-1153
	労働基準監督署			
	和歌山	640-8582	和歌山市黒田2-3-3 和歌山労働総合庁舎1階	073-407-2202
	御坊	644-0011	御坊市湯川町財部1132	0738-22-3571
	橋本	648-0072	橋本市東家6-9-2	0736-32-1190
	田辺	646-8511	田辺市明洋2-24-1	0739-22-4694
	新宮	647-0033	新宮市清水元1-2-9	0735-22-5295
31	鳥取局	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	(直)0857-29-1706
	労働基準監督署			
	鳥取	680-0845	鳥取市富安2-89-4 鳥取第1地方合同庁舎4階	0857-24-3211
	米子	683-0067	米子市東町124-16 米子地方合同庁舎5階	0859-59-0023
	倉吉	682-0816	倉吉市駄経寺町2-15 倉吉地方合同庁舎3階	0858-22-6274
32	島根局	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎5階	(直)0852-31-1159
	労働基準監督署			
	松江	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎2階	0852-31-1254
	出雲	693-0028	出雲市塩冶善行町13-3 出雲地方合同庁舎4階	0853-21-1240
	浜田	697-0026	浜田市田町116-9	0855-22-1840
	益田	698-0027	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎3階	0856-22-2351
33	岡山局	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	(直)086-225-2019
	労働基準監督署			
	岡山	700-0913	岡山市北区大供2-11-20	086-225-0593
	倉敷	710-0047	倉敷市大島407-1	086-422-8179
	津山	708-0022	津山市山下9-6 津山労働総合庁舎	0868-22-7157
	笠岡	714-0081	笠岡市笠岡5891 笠岡労働総合庁舎	0865-62-4196
	和気	709-0442	和気郡和気町福富313	0869-93-1358
	新見	718-0011	新見市新見811-1	0867-72-1136
34	広島局	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館5階	(直)082-221-9245
	労働基準監督署			
	広島中央	730-8528	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館1階	082-221-2461
	呉	737-0051	呉市中央3-9-15 呉地方合同庁舎5階	0823-88-2941
	福山	720-8503	福山市旭町1-7	084-923-0214
	三原	723-0016	三原市宮沖2-13-20	0848-63-3939
	尾道	722-0002	尾道市古浜町27-13 尾道地方合同庁舎	0848-22-4158
	三次	728-0013	三次市十日市東1-9-9	0824-62-2104
	広島北	731-0223	広島市安佐北区可部南3-3-28	082-812-2115
	廿日市	738-0024	廿日市市新宮1-15-40 廿日市地方合同庁舎	0829-32-1155

都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

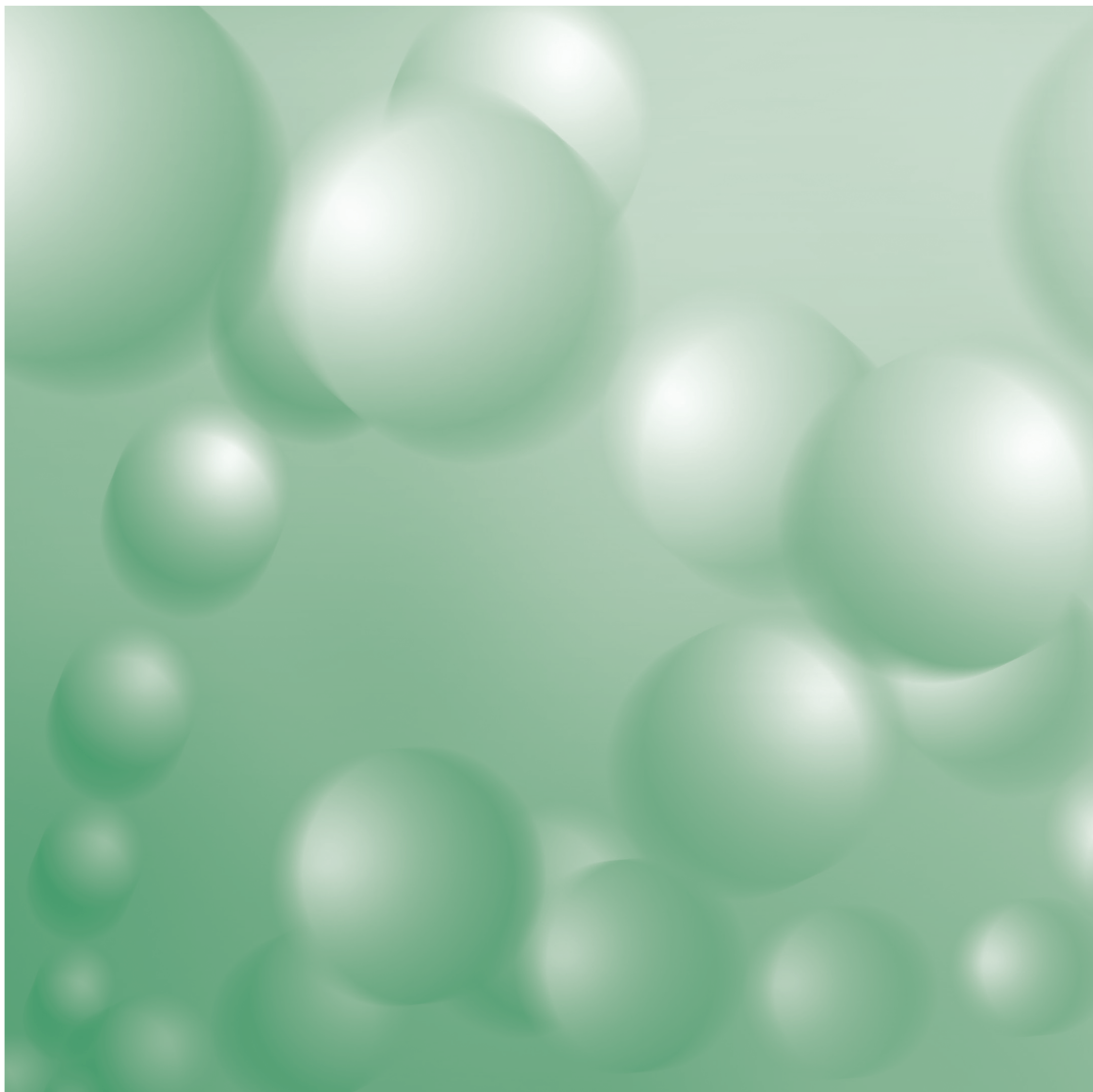
No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
35	山口局	753-8510	山口市中河原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	(直)083-995-0374
	労働基準監督署			
	下 関	750-8522	下関市東大和町2-5-15	083-237-2167
	宇 部	755-0044	宇部市新町10-33 宇部地方合同庁舎4階	0836-48-0090
	徳 山	745-0844	周南市速玉町3-41	0834-21-1788
	下 松	744-0078	下松市西市2-10-25	0833-41-1780
	岩 国	740-0027	岩国市中津町2-15-10	0827-24-1133
	山 口	753-0088	山口市中河原町6-16 山口地方合同庁舎1号館	083-600-0362
	萩	758-0074	萩市大字平安古町599-3 萩地方合同庁舎	0838-22-0750
36	徳島局	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	(直)088-652-9144
	労働基準監督署			
	徳 島	770-8533	徳島市万代町3-5 徳島第2地方合同庁舎	088-638-2684
	鳴 門	772-0003	鳴門市撫養町南浜字馬目木119-6	088-686-5164
	三 好	778-0002	三好市池田町マチ2429-12	0883-72-1105
	阿 南	774-0011	阿南市領家町本荘ヶ内120-6	0884-22-0890
37	香川局	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館3階	(直)087-811-8921
	労働基準監督署			
	高 松	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階	087-811-8948
	丸 亀	763-0034	丸亀市大手町3-1-2	0877-22-6244
	坂 出	762-0003	坂出市久米町1-15-55	0877-46-3196
	観音寺	768-0060	観音寺市観音寺町甲3167-1	0875-25-2138
	東かがわ	769-2601	東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎3階	0879-25-3137
38	愛媛局	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎5階	(直)089-935-5206
	労働基準監督署			
	松 山	791-8523	松山市六軒家町3-27 松山労働総合庁舎4階	089-918-2461
	新居浜	792-0025	新居浜市一宮町1-5-3	0897-38-2791
	今 治	794-0042	今治市旭町1-3-1	0898-32-4560
	八幡浜	796-0031	八幡浜市江戸岡1-1-10	0894-22-1750
	宇和島	798-0036	宇和島市天神町4-40 宇和島地方合同庁舎3階	0895-22-4655
39	高知局	781-9548	高知市南金田1-39	(直)088-885-6025
	労働基準監督署			
	高 知	781-9526	高知市南金田1-39	088-800-1381
	須 崎	785-8511	須崎市緑町7-11	0889-42-1866
	四万十	787-0012	四万十市右山五月町3-12 中村地方合同庁舎	0880-35-3148
	安 芸	784-0001	安芸市矢の丸2-1-6 安芸地方合同庁舎	0887-35-2128
40	福岡局	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館4階	(直)092-411-4799
	労働基準監督署			
	福岡中央	810-8605	福岡市中央区長浜2-1-1	092-761-5604
	大牟田	836-8502	大牟田市小浜町24-13	0944-53-3987
	久留米	830-0037	久留米市諏訪野町2401	0942-90-0235
	飯 塚	820-0018	飯塚市芳雄町13-6 飯塚合同庁舎4階	0948-22-3200
	北九州西	806-8540	北九州市八幡西区岸の浦1-5-10 八幡労働総合庁舎3階	093-285-3791
	北九州東	803-0814	北九州市小倉北区大手町13-26 小倉第2合同庁舎5階	093-288-5612
	門司支署	800-0004	北九州市門司区北川町1-18	093-381-5361
	田 川	825-0013	田川市中央町4-12	0947-42-0380
	直 方	822-0017	直方市殿町9-17	0949-22-0544
	行 橋	824-0005	行橋市中央1-12-35	0930-23-0454
	八 女	834-0047	八女市稲富132	0943-23-2121
	福岡東	813-0016	福岡市東区香椎浜1-3-26	092-687-5346

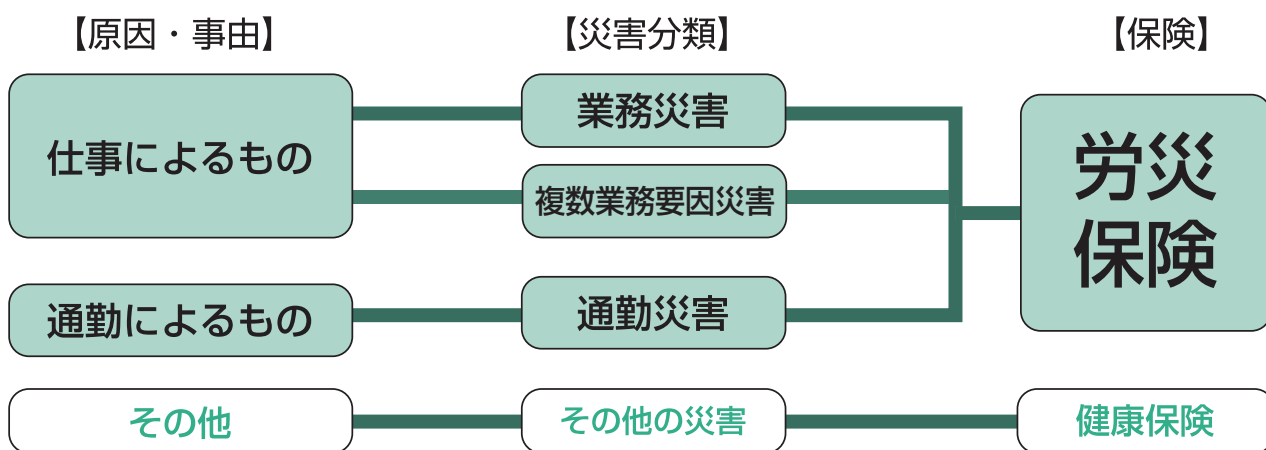
都道府県労働局(労災補償課)・労働基準監督署連絡先一覧

令和2年12月現在

No.	局署名	郵便番号	住所	電話番号
41	佐賀局	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎4階	(直)0952-32-7193
	労働基準監督署			
	佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3-3-20 佐賀第2合同庁舎3階	0952-32-7141
	唐津	847-0861	唐津市二夕子3丁目214番地6 唐津港湾合同庁舎1階	0955-73-2179
	武雄	843-0023	武雄市武雄町昭和758	0954-22-2165
	伊万里	848-0027	伊万里市立花町大尾1891-64	0955-23-4155
42	長崎局	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	(直)095-801-0034
	労働基準監督署			
	長崎	852-8542	長崎市岩川町16-16 長崎合同庁舎2階	095-846-6386
	(五島駐在事務所)	853-0015	五島市東浜町2-1-1福江地方合同庁舎	0959-72-2951
	佐世保	857-0041	佐世保市木場田町2-19 佐世保合同庁舎3階	0956-24-4161
	江迎	859-6101	佐世保市江迎町長坂123-19	0956-65-2141
	島原	855-0033	島原市新馬場町905-1	0957-62-5145
	諫早	854-0081	諫早市栄田町47-37	0957-26-3310
	対馬	817-0016	対馬市厳原町東里341-42 厳原地方合同庁舎	0920-52-0234
	(壱岐駐在事務所)	811-5133	壱岐市郷ノ浦町本村触620-4壱岐地方合同庁舎	0920-47-0467
43	熊本局	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階	(直)096-355-3183
	労働基準監督署			
	熊本	862-8688	熊本市中央区大江3-1-53 熊本第2合同庁舎5階	096-206-9821
	八代	866-0852	八代市大手町2丁目3番11号	0965-32-3151
	玉名	865-0016	玉名市岩崎273 玉名合同庁舎5階	0968-73-4411
	人吉	868-0014	人吉市下薩摩瀬町1602-1 人吉労働総合庁舎2階	0966-22-5151
	天草	863-0050	天草市丸尾町16-48 天草労働総合庁舎2階	0969-23-2266
	菊池	861-1306	菊池市大琳寺236-4	0968-28-2669
44	大分局	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階	(直)097-536-3214
	労働基準監督署			
	大分	870-0016	大分市新川町2-1-36 大分合同庁舎2階	097-535-1514
	中津	871-0031	中津市大字中殿550番地20 中津合同庁舎2階	0979-22-2720
	佐伯	876-0811	佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎3階	0972-22-3421
	日田	877-0012	日田市淡窓1-1-61	0973-22-6191
	豊後大野	879-7131	豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎4階	0974-22-0153
45	宮崎局	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎2階	(直)0985-38-8837
	労働基準監督署			
	宮崎	880-0813	宮崎市丸島町1-15	0985-44-2915
	延岡	882-0803	延岡市大貫町1-2885-1	0982-34-3331
	都城	885-0072	都城市上町2街区11号 都城合同庁舎6階	0986-23-0192
	日南	887-0031	日南市戸高1丁目3番17号	0987-23-5277
46	鹿児島局	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館大樹生命南国テレホンビル5階	(直)099-223-8280
	労働基準監督署			
	鹿児島	890-8545	鹿児島市薬師1-6-3	099-803-9632
	川内	895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内合同庁舎4階	0996-22-3225
	鹿屋	893-0064	鹿屋市西原4-5-1 鹿屋合同庁舎5階	0994-43-3385
	加治木	899-5211	姶良市加治木町新富町98-6	0995-63-2035
	名瀬	894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1 名瀬合同庁舎3階	0997-52-0574
47	沖縄局	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎1号館	(直)098-868-3559
	労働基準監督署			
	那覇	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎(1号館)2階	098-868-8040
	沖縄	904-0003	沖縄市住吉1-23-1 沖縄労働総合庁舎3階	098-982-1263
	名護	905-0011	名護市字宮里452-3 名護地方合同庁舎1階	0980-52-2691
	宮古	906-0013	宮古島市平良字下里1016 平良地方合同庁舎1階	0980-72-2303
	八重山	907-0004	石垣市登野城55-4 石垣地方合同庁舎2階	0980-82-2344

労災保険給付 の概要





業務災害について

業務災害とは、労働者が業務を原因として被った負傷、疾病、障害または死亡（以下「傷病等」）をいいます。

業務と傷病等との間に一定の因果関係があることを「業務上」と呼んでいます。

業務災害に対する保険給付は、労働者が労災保険の適用される事業場※に雇われて、事業主の支配下にあるときに、業務が原因となって発生した災害に対して行われます。

※法人・個人問わず一般に労働者が使用される事業は、適用事業になります。

業務上の負傷について

(1) 事業主の支配・管理下で業務に従事している場合 所定労働時間内や残業時間内に事業場施設内において業務に従事している場合

この場合の災害は、被災した労働者の業務としての行為や事業場の施設・設備の管理状況などが原因となって発生するものと考えられるので、特段の事情がない限り、業務災害と認められます。

なお、次の場合には、業務災害とは認められません。

- ① 労働者が就業中に私用（私的行為）を行い、または業務を逸脱する恣意的行為をしていて、それが原因となって災害を被った場合
- ② 労働者が故意に災害を発生させた場合
- ③ 労働者が個人的な恨みなどにより、第三者から暴行を受けて被災した場合
- ④ 地震、台風など天災地変によって被災した場合（ただし、事業場の立地条件や作業条件・作業環境などにより、天災地変に際して災害を被りやすい業務の事情があるときは、業務災害と認められます）

(2) 事業主の支配・管理下にあるが業務に従事していない場合 昼休みや就業時間前後に事業場施設内において業務に従事していない場合

出勤して事業場施設内にいる限り、労働契約に基づき事業主の支配・管理下にあると認められますが、休憩時間や就業前後は実際に業務をしてはいないので、この時間に私的な行為によって発生した災害は業務災害とは認められません。ただし事業場の施設・設備や管理状況などが原因で発生した災害は業務災害となります。

なお、トイレなどの生理的行為については、事業主の支配下で業務に付随する行為として取り扱われますので、このときに生じた災害は就業中の災害と同様に業務災害となります。

(3) 事業主の支配下にあるが、管理下を離れて業務に従事している場合 出張や社用での外出などにより事業場施設外で業務に従事している場合

事業主の管理下を離れてはいるものの、労働契約に基づき事業主の命令を受けて仕事をしているときは事業主の支配下にあることとなります。この場合積極的な私的行為を行うなど特段の事情がない限り、一般的には業務災害と認められます。

業務上の疾病について

業務との間に相当因果関係が認められる疾病については、労災保険給付の対象となります（これを「業務上疾病」といいます）。

業務上疾病とは、労働者が事業主の支配下にある状態において発症した疾病ではなく、事業主の支配下にある状態において有害因子にさらされたことによって発症した疾病をいいます。

例えば、労働者が就業時間中に脳出血を発症したとしても、その発症原因となった業務上の理由が認められない限り、業務と疾病との間に相当因果関係は成立しません。一方、就業時間外における発症であっても、業務による有害因子にさらされたことによって発症したものと認められれば、業務と疾病との間に相当因果関係が成立し、業務上疾病と認められます。

一般的に、労働者に発症した疾病について、次の3要件が満たされる場合には、原則として業務上疾病と認められます。

① 労働の場に有害因子が存在していること

業務に内在する有害な物理的因子、化学物質、身体に過度の負担のかかる作業、病原体などの諸因子を指します。

② 健康障害を起こしうるほどの有害因子にさらされたこと

健康障害は、有害因子にさらされることによって起こりますが、その健康障害を起こすに足りる有害因子の量、期間にさらされたことが認められなければなりません。

③ 発症の経過および病態が医学的にみて妥当であること

業務上疾病は、労働者が業務に内在する有害因子に接触することによって起こるものであることから、少なくともその有害因子にさらされた後に発症したものでなければなりません。

しかし、業務上疾病の中には、有害因子にさらされた後、短期間で発症するものもあれば、相当長期間の潜伏期間を経て発症するものもあり、発症の時期は有害因子の性質や接触条件などによって異なります。

したがって、発症の時期は、有害因子にさらされている間またはその直後のみに限定されるものではありません。

複数業務要因災害について

複数業務要因災害とは、複数事業労働者の二以上の事業の業務を要因とする傷病等のことをいいます。なお、対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。

① 複数事業労働者に該当すること

複数事業労働者とは、傷病等が生じた時点において、事業主が同一でない複数の事業場に同時に使用されている労働者をいいます。

したがって、労働者として就業しつつ、同時に労働者以外の働き方で就業している者については、複数事業労働者に該当しません。また、転職等、複数の事業場に同時に使用されていない者についても、複数事業労働者には該当しません。

② 複数の事業の業務を要因とする傷病等とは

複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して、労災と認定できるか判断します。なお、複数事業労働者の方でも、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価し業務上と認められる場合はこれまで通り業務災害として労災認定されます。

通勤災害について

通勤災害とは、通勤によって労働者が被った傷病等をいいます。

この場合の「通勤」とは、**就業に関し、㉗住居と就業の場所との間の往復**㉘就業の場所から他の就業の場所への移動㉙単身赴任先住居と帰省先住居との間の移動を、**合理的な経路および方法**で行うことをいい、**業務の性質を有するものを除く**とされています。**移動の経路を逸脱し、または中断した場合**には、逸脱または中断の間およびその後の移動は「通勤」とはなりません。

ただし、例外的に認められた行為で逸脱または中断した場合には、その後の移動は「通勤」となります（5ページ㉚参照）。

通勤災害と認められるためには、その前提として、㉗から㉙までの移動が労災保険法における通勤の要件を満たしている必要があります。

労災保険法における通勤の要件

① 「就業に関し」とは

通勤は、その移動が業務と密接な関連をもって行われなければなりません。

したがって、前述の⑦または⑧の移動の場合、被災当日に就業することとなっていたこと、または現実に就業していたことが必要です。このとき、遅刻やラッシュを避けるための早出など、通常の出勤時刻とある程度の前後があっても就業との関連性は認められます。

また、⑨の移動の場合、原則として、就業日とその前日または翌日までに行われるものについて、通勤と認められます。

② 「住居」とは

「住居」とは、労働者が居住している家屋などの場所で、本人の就業のための拠点となるところをいいます。

したがって、就業の必要上、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くにアパートを借り、そこから通勤している場合には、そこが住居となります。

また、通常は家族のいる所から通勤しており、天災や交通ストライキなどにより、やむを得ず会社近くのホテルに泊まる場合には、そのホテルが住居となります。

③ 「就業の場所」とは

「就業の場所」とは、業務を開始し、または終了する場所をいいます。

一般的には、会社や工場などをいいますが、外勤業務に従事する労働者で、特定区域を担当し、区域内にある数か所の用務先を受け持って自宅との間を往復している場合には、自宅を出てから最初の用務先が業務開始の場所となり、最後の用務先が業務終了の場所となります。

④ 「合理的な経路および方法」とは

「合理的な経路および方法」とは、移動を行う場合に、一般に労働者が用いると認められる経路および方法をいいます。

「合理的な経路」については、通勤のために通常利用する経路が、複数ある場合、それらの経路はいずれも合理的な経路となります。

また、当日の交通事情により迂回した経路、マイカー通勤者が駐車場を経由して通る経路など、通勤のためにやむを得ず通る経路も合理的な経路となります。

しかし、合理的な理由もなく、著しく遠回りとなる経路をとる場合は、合理的な経路とはなりません。

「合理的な方法」については、通常用いられる交通方法（鉄道、バスなどの公共交通機関を利用、自動車、自転車などを本来の用法に従って使用、徒歩など）は、平常用いているかどうかにかかわらず、合理的な方法となります。

⑤ 「業務の性質を有するもの」とは

①から④までの要件を満たす移動であっても、その行為が「業務の性質を有するもの」である場合には、通勤となりません。

具体的には、事業主の提供する専用交通機関を利用して出退勤する場合や緊急用務のため休日に呼び出しを受けて出勤する場合などの移動による災害は、通勤災害ではなく業務災害となります。

⑥ 「往復の経路を逸脱し、または中断した場合」とは

「逸脱」とは、通勤の途中で就業や通勤と関係のない目的で合理的な経路をそれることをいい、「中断」とは、通勤の経路上で通勤と関係のない行為を行うことをいいます。

具体的には、通勤の途中で映画館に入る場合、飲酒する場合などをいいます。

しかし、通勤の途中で経路近くの公衆トイレを使用する場合や経路上の店でタバコやジュースを購入する場合などのささいな行為を行う場合には、逸脱、中断とはなりません。

通勤の途中で逸脱または中断があるとその後は原則として通勤とはなりません。これについては法律で例外が設けられており、日常生活上必要な行為であって、厚生労働省令*で定めるものをやむを得ない事由により最小限度の範囲で行う場合には、逸脱または中断の間を除き、合理的な経路に復した後は再び通勤となります。

※厚生労働省令で定める「逸脱」、「中断」の例外となる行為

- ① 日用品の購入その他これに準ずる行為
- ② 職業訓練、学校教育法第1条に規定する学校において行われる教育その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の開発向上に資するものを受ける行為
- ③ 選挙権の行使その他これに準ずる行為
- ④ 病院または診療所において診察または治療を受けること、その他これに準ずる行為
- ⑤ 要介護状態にある配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹並びに配偶者の父母の介護（継続的にまたは反復して行われるものに限る）

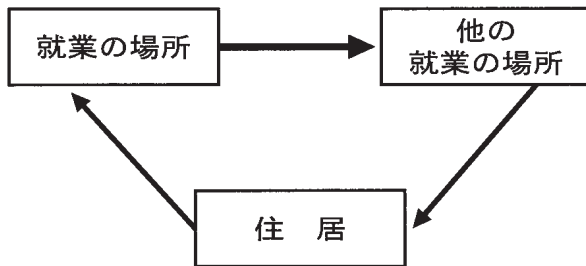
通勤の形態

2および3の形態については、一定の要件がありますのでご注意ください。

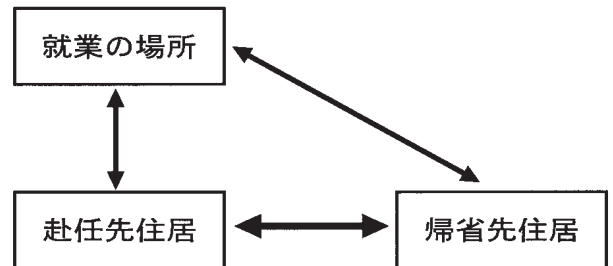
1 通常の場合



2 複数就業者の場合

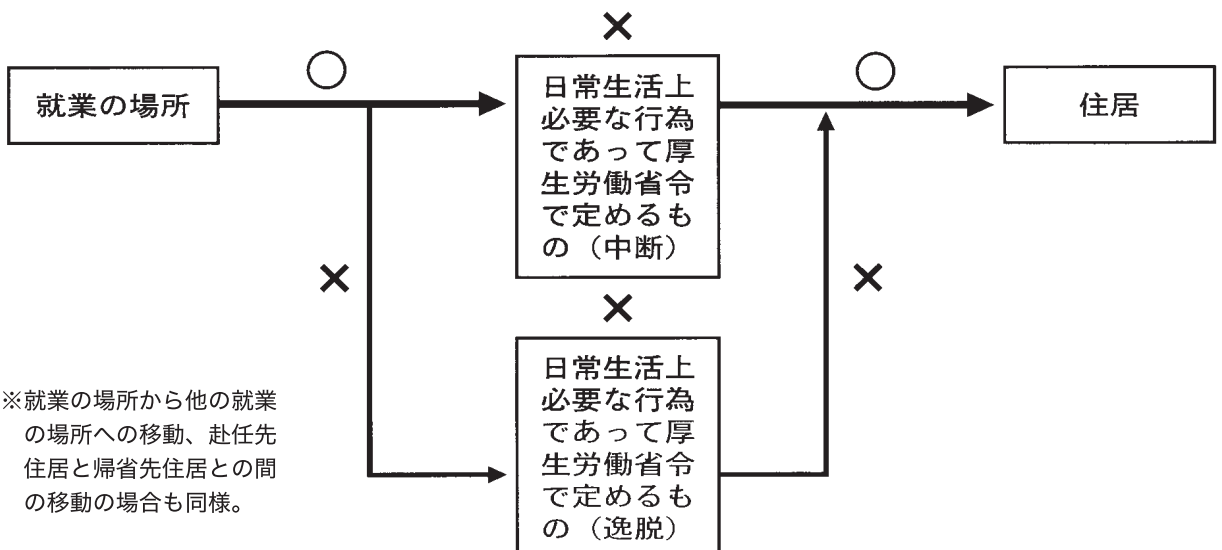
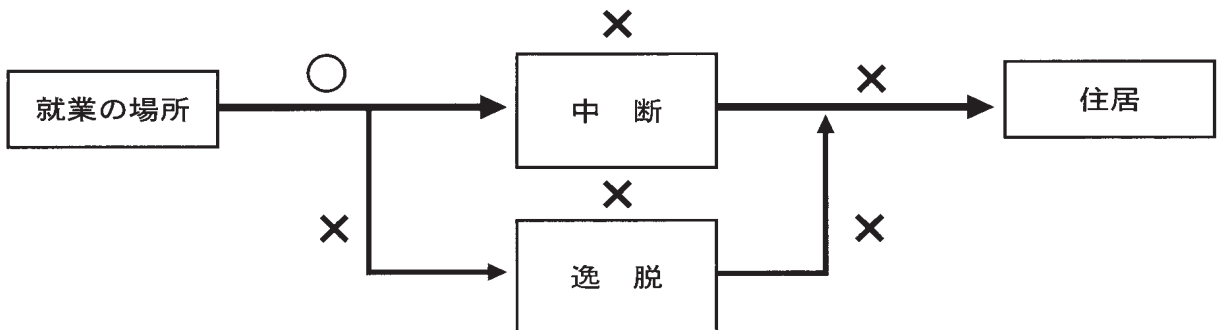


3 単身赴任者の場合



通勤の範囲

○……通勤として認められるもの
×……通勤として認められないもの



※就業の場所から他の就業の場所への移動、赴任先住居と帰省先住居との間の移動の場合も同様。

第三者行為災害について

労災保険給付の対象となる「業務上の事由または通勤による労働者の傷病等」の中には、仕事で道路を通行中に建設現場からの落下物に当たる、また通勤途中に交通事故に遭うなどの災害によるものがあります。

このように、労災保険給付の原因である災害が第三者（注）の行為などによって生じたものであって、労災保険の受給権者である被災労働者またはその遺族に対して、第三者が損害賠償の義務を有しているものを「第三者行為災害」といいます。

（注）「第三者」とは、その災害に関する労災保険関係の当事者（政府、事業主および労災保険の受給権者）以外の者をいいます。

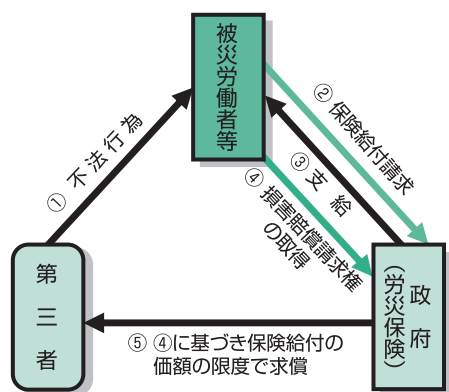
第三者行為災害に関する労災保険給付の請求に当たっては、労災保険給付の請求書とともに「第三者行為災害届」などの関係書類を提出していただくことになります。

第三者行為災害であることが業務または通勤による災害であるか否かの判断を左右するものではありませんが、正当な理由なく「第三者行為災害届」を提出しない場合には、労災保険の給付が一時差し止められることがありますので、ご注意ください。

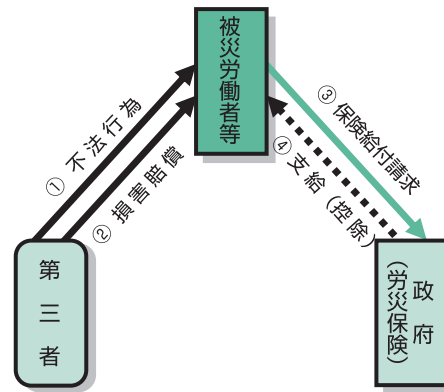
なお、自動車事故の場合、同一事由によるものについては、労災保険給付と自賠責保険等による保険金支払との間で、損害に対する二重のてん補とならないよう支給調整が行われます。

労災保険給付と自賠責保険等による保険金の支払いのどちらか一方を先に受けてください。どちらを先に受けるかについては、被災労働者またはその遺族が自由に選ぶことができます。

1 労災保険給付を先に受けた場合



2 損害賠償を先に受けた場合



労災保険給付等一覧

保険給付の種類	こういうときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
療養(補償)等給付	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災保険指定医療機関等で療養を受けるとき)	必要な療養の給付*	
	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病により療養するとき(労災病院や労災保険指定医療機関等以外で療養を受けるとき)	必要な療養の費用の支給*	
休業(補償)等給付	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき	休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の60%相当額	(休業特別支給金) 休業4日目から、休業1日につき給付基礎日額の20%相当額
障害(補償)等給付	障害(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第1級から第7級までに該当する障害が残ったとき	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、342万円から159万円までの一時金 (障害特別年金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の313日分から131日分の年金
	障害(補償)等一時金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が治ゆ(症状固定)した後に障害等級第8級から第14級までに該当する障害が残ったとき	(障害特別支給金) 障害の程度に応じ、65万円から8万円までの一時金 (障害特別一時金) 障害の程度に応じ、算定基礎日額の503日分から56日分の一時金
遺族(補償)等給付	遺族(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡したとき	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円 (遺族特別年金) 遺族の数等に応じ、算定基礎日額の245日分から153日分の年金
	遺族(補償)等一時金	(1) 遺族(補償)等年金を受け得る遺族がないとき (2) 遺族(補償)等年金を受けている人が失権し、かつ、他に遺族(補償)等年金を受け得る人がない場合であって、すでに支給された年金の合計額が給付基礎日額の1000日分に満たないとき	(遺族特別支給金) 遺族の数にかかわらず、一律300万円((1)の場合のみ) (遺族特別一時金) 算定基礎日額の1000日分の一時金((2)の場合は、すでに支給した特別年金の合計額を差し引いた額)
葬祭料等(葬祭給付)	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害により死亡した人の葬祭を行うとき	315,000円に給付基礎日額の30日分を加えた額(その額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は、給付基礎日額の60日分)	

*療養のため通院したときは、通院費が支給される場合があります。

保険給付の種類	こういときは	保険給付の内容	特別支給金の内容
傷病(補償)等年金	業務災害、複数業務要因災害または通勤災害による傷病が療養開始後1年6か月を経過した日または同日後において次の各号のいずれにも該当するとき (1) 傷病が治ゆ(症状固定)していないこと (2) 傷病による障害の程度が傷病等級に該当すること	障害の程度に応じ、給付基礎日額の313日分から245日分の年金 第1級 313日分 第2級 277日分 第3級 245日分	(傷病特別支給金) 障害の程度により114万円から100万円までの一時金 (傷病特別年金) 障害の程度により算定基礎日額の313日分から245日分の年金
介護(補償)等給付	障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金受給者のうち第1級の者または第2級の精神・神経の障害および胸腹部臓器の障害の者であって、現に介護を受けているとき	常時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、166,950円[171,650円]を上限とする) 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合、または支出した額が72,990円[73,090円]を下回る場合は72,990円[73,090円] 随時介護の場合は、介護の費用として支出した額(ただし、83,480円[85,780円]を上限とする) 親族等により介護を受けており介護費用を支出していない場合または支出した額が36,500円[36,500円]を下回る場合は36,500円[36,500円]	
二次健康診断等給付 ※船員法の適用を受ける船員については対象外	事業主が行った直近の定期健康診断等(一次健康診断)において、次の(1)(2)のいずれにも該当するとき (1) 血圧検査、血中脂質検査、血糖検査、腹囲またはBMI(肥満度)の測定の上すべての検査において異常の所見があると診断されていること (2) 脳血管疾患または心臓疾患の症状を有していないと認められること	二次健康診断および特定保健指導の給付 (1) 二次健康診断 脳血管および心臓の状態を把握するために必要な、以下の検査 ① 空腹時血中脂質検査 ② 空腹時血糖値検査 ③ ヘモグロビンA1c検査 (一次健康診断で行った場合には行わない) ④ 負荷心電図検査または心エコー検査 ⑤ 頸部エコー検査 ⑥ 微量アルブミン尿検査 (一次健康診断において尿蛋白検査の所見が疑陽性(±)または弱陽性(+)である者に限り行う) (2) 特定保健指導 脳・心臓疾患の発生の予防を図るため、医師等により行われる栄養指導、運動指導、生活指導	

注) 表中の金額等は、令和3年3月1日現在のものです。[]の額は令和3年4月1日からの改正予定額です。
このほか、社会復帰促進等事業として、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給、外科後処置、労災就学等援護費、休業補償特別援護金等の支援制度があります。詳しくは、労働基準監督署にお問い合わせください。

給付基礎日額とは

労災保険では、療養（補償）等給付、介護（補償）等給付、二次健康診断等給付以外の保険給付は、原則として被災労働者の稼得能力によって給付額が異なります。これは、労災保険が災害によって失われた稼得能力のてん補を目的とするため、具体的な保険給付額は「給付基礎日額」によって算出します。

給付基礎日額とは、原則として労働基準法の平均賃金に相当する額をいいます。平均賃金とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因となった事故が発生した日または医師の診断によって疾病の発生が確定した日（賃金締切日が定められているときは、その日の直前の賃金締切日）の直前3か月間にその労働者に対して支払われた賃金の総額（ボーナスや臨時に支払われる賃金を除く）を、その期間の暦日数で割った、1日当たりの賃金額のことです。

休業（補償）等給付の額の算定の基礎となる給付基礎日額は、賃金水準（注1）の変動に応じて増額または減額（スライド）され、また、療養開始後1年6か月を経過した場合は、年齢階層別の最低・最高限度額が適用されます（休業給付基礎日額）。

また、年金としての保険給付（注2）の額の算定の基礎となる給付基礎日額についても、賃金水準に応じて増額または減額（スライド）され、年齢階層別の最低・最高限度額の適用があります（年金給付基礎日額）。年齢階層別の最低・最高限度額は、年金が支給される最初の月から適用されます。船員については、給付基礎日額の特例があります。

なお、複数事業労働者の給付基礎日額については、原則、複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額となります。

注1) 厚生労働省が作成している「毎月勤労統計」における労働者1人あたり1か月の平均給与額

注2) 傷病（補償）等年金、障害（補償）等年金、遺族（補償）等年金

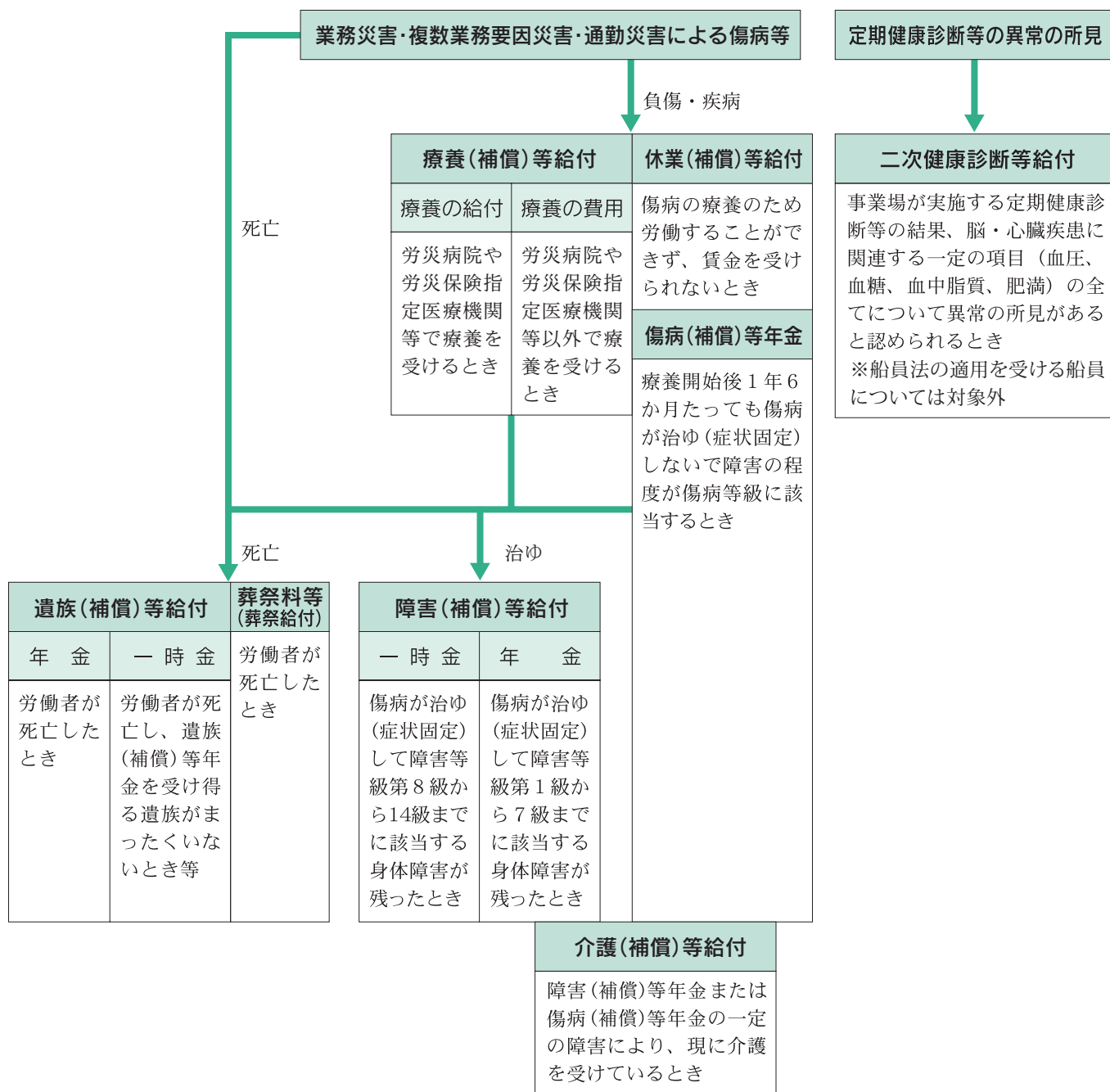
算定基礎日額とは

算定基礎日額とは、原則として、業務上または通勤による負傷や死亡の原因である事故が発生した日または診断によって病気にかかったことが確定した日の前1年間にその労働者が事業主から受けた特別給与の総額（算定基礎年額）を365で割った額です。特別給与とは、給付基礎日額の算定の基礎から除外されているボーナスなど3か月を超える期間ごとに支払われる賃金をいい、臨時に支払われた賃金は含まれません。

特別給与の総額が給付基礎年額（給付基礎日額の365倍に相当する額）の20%に相当する額を上回る場合には、給付基礎年額の20%に相当する額が算定基礎年額となります。ただし、150万円が限度額です。

なお、複数事業労働者の算定基礎日額については、原則、複数就業先に係る算定基礎年額に相当する額を合算した額を365で割った額となります。

労災保険給付の概要



保険給付の手続き

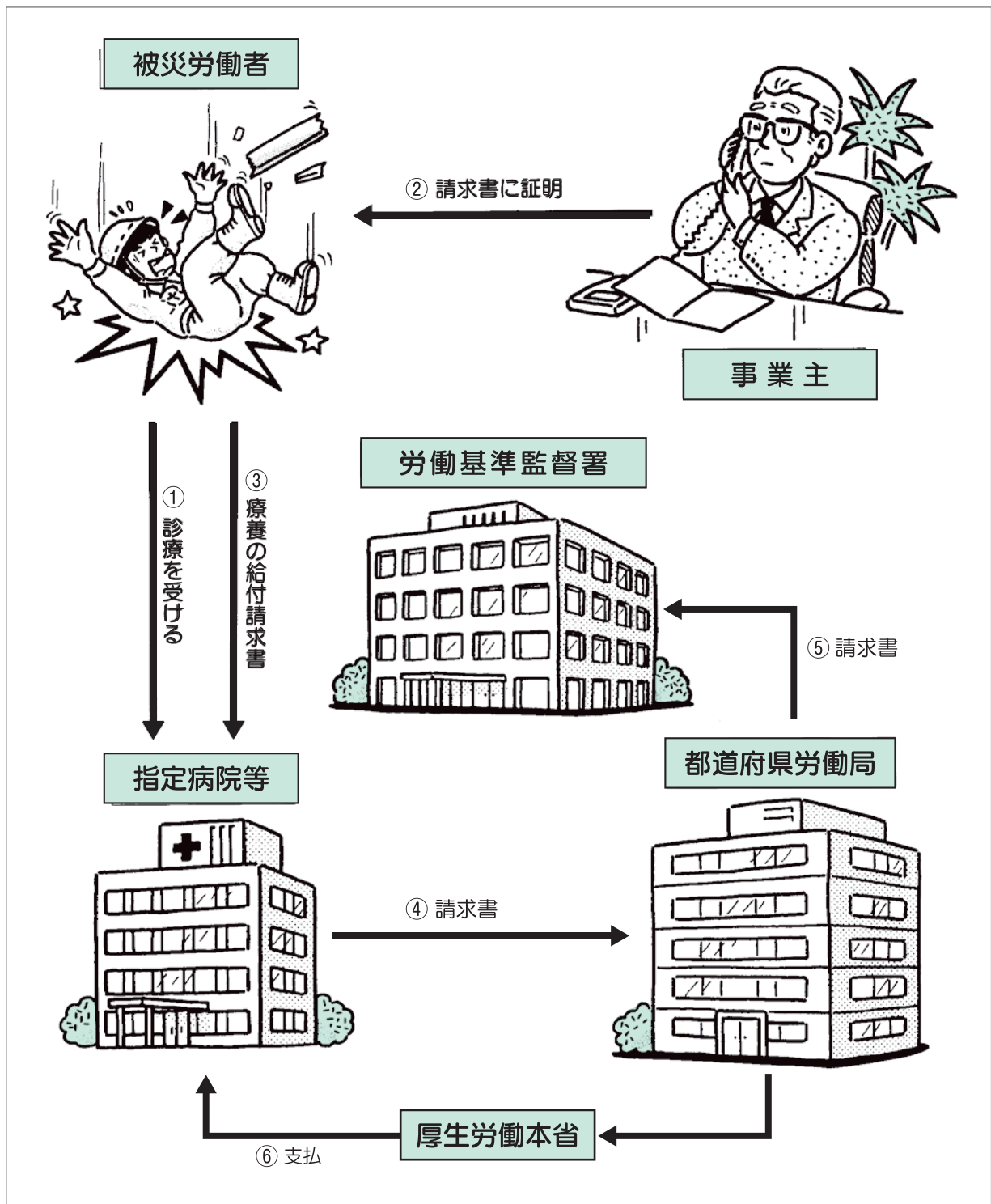
保険給付を受けるためには、被災労働者やその遺族等が所定の保険給付請求書に必要事項を記載して、被災労働者の所属事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（二次健康診断等給付は所轄労働局長）に提出しなければなりません。

給付の種類	請求書の様式	提出先
療養（補償）等 給付	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の給付請求書（5号） 療養給付たる療養の給付請求書（16号の3）	病院や薬局等を経て所轄労働基準監督署長
	療養補償給付及び複数事業労働者療養給付たる療養の費用請求書（7号） 療養給付たる療養の費用請求書（16号の5）	
休業（補償）等 給付	休業補償給付・複数事業労働者休業給付支給請求書（8号） 休業給付支給請求書（16号の6）	所轄労働基準監督署長
障害（補償）等 給付	障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（10号）※ 障害給付支給請求書（16号の7）※	
遺族（補償）等 給付	遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書（12号）※ 遺族年金支給請求書（16号の8）※	
	遺族補償一時金・複数事業労働者遺族一時金支給請求書（15号） 遺族一時金支給請求書（16号の9）	
葬祭料等 （葬祭給付）	葬祭料又は複数事業労働者葬祭給付請求書（16号） 葬祭給付請求書（16号の10）	
介護（補償）等 給付	介護補償給付・複数事業労働者介護給付・介護給付支給請求書（16号の2の2）	
二次健康 診断等給付	二次健康診断等給付請求書 （16号の10の2）	病院または診療所を経て所轄労働局長

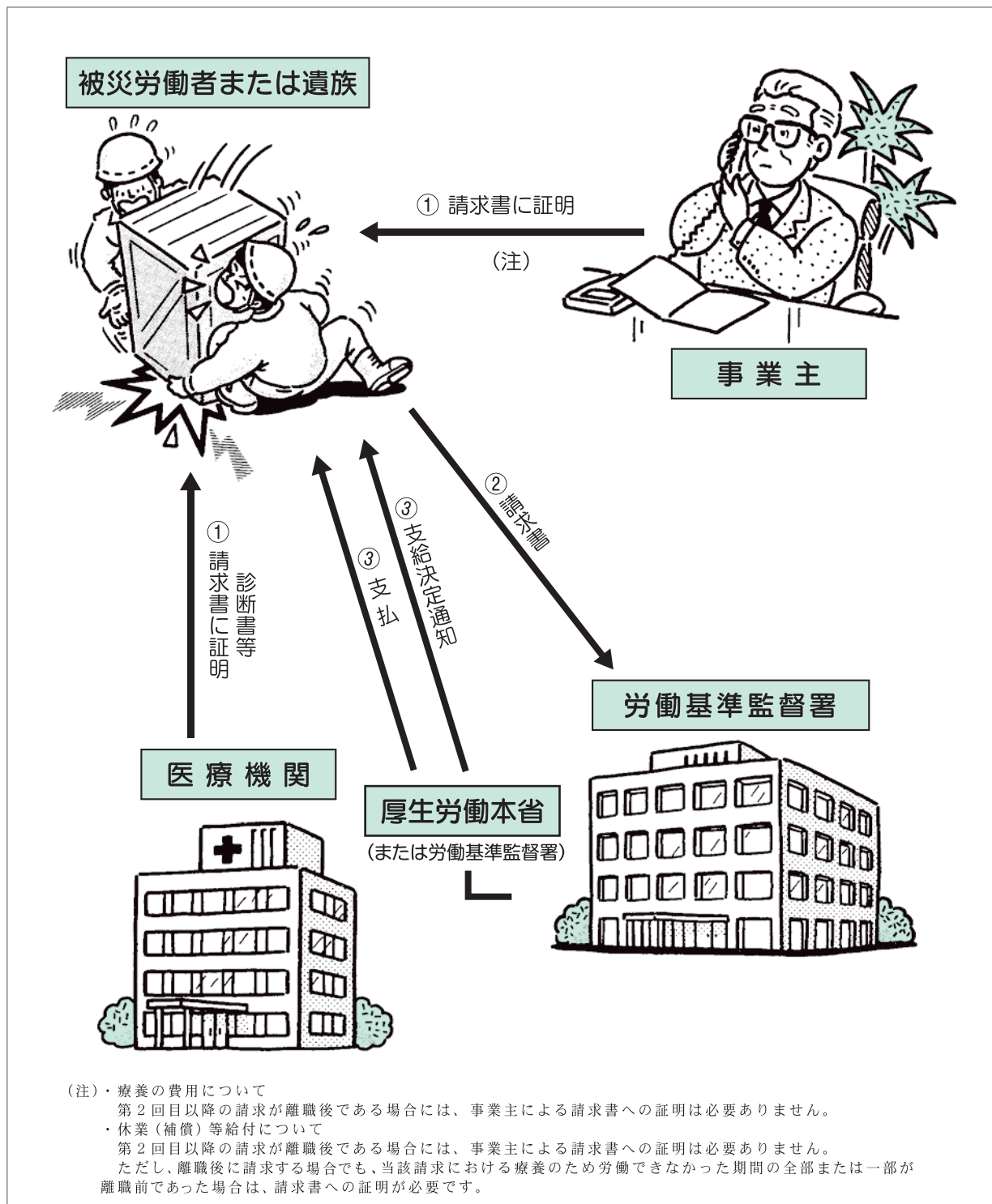
※の様式には個人番号を記入していただく必要があります。

手続きの流れ

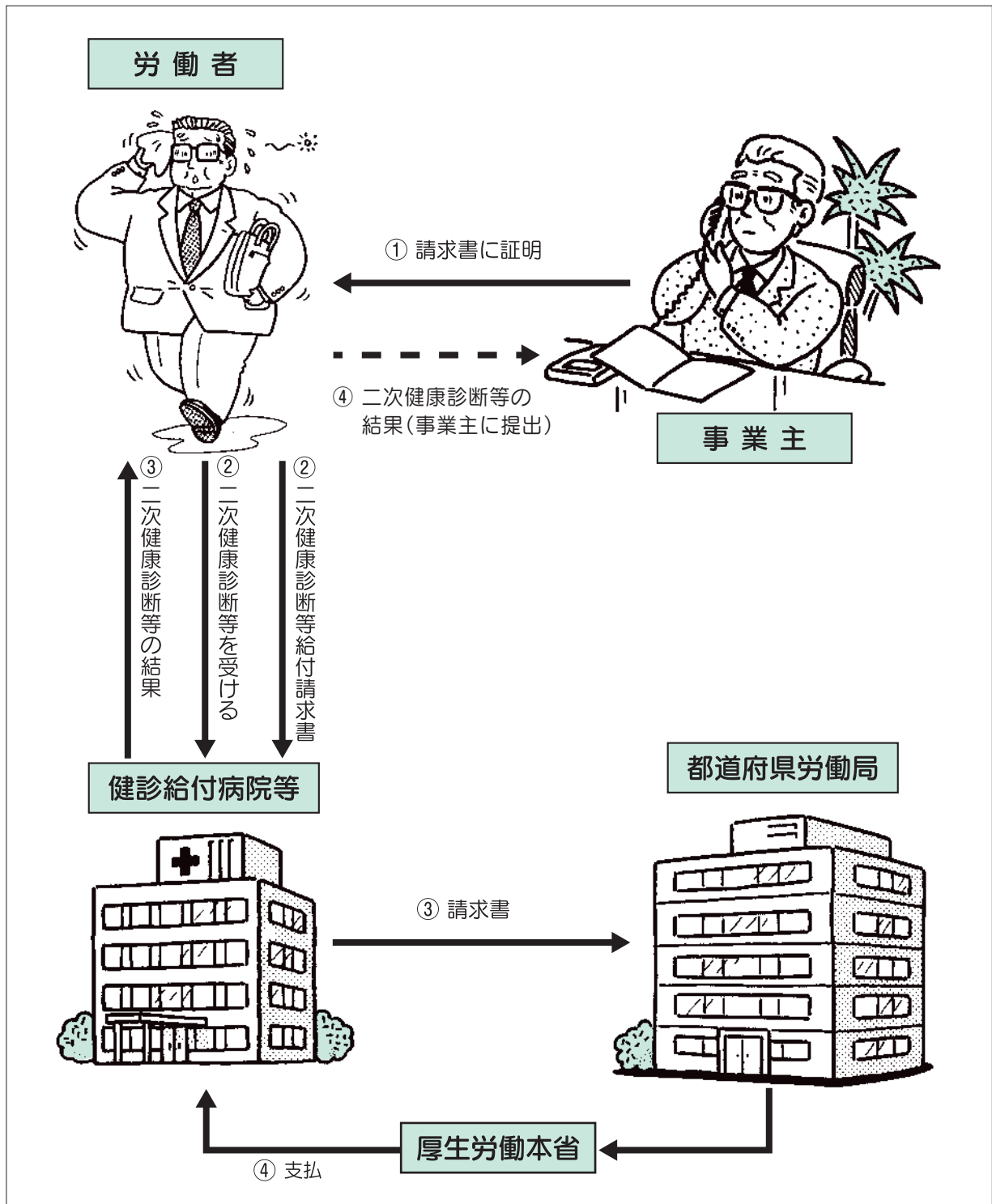
○療養の給付請求書



- 療養の費用・休業（補償）等給付・障害（補償）等給付・遺族（補償）等給付・葬祭料等（葬祭給付）・介護（補償）等給付の各請求書



○二次健康診断等給付請求書



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

(<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード

労災 保険

請求(申請)のできる保険給付等

全ての被災労働者・ご遺族が
必要な保険給付等を確実に受けられるために

目次

1. 仕事または通勤が原因で負傷したり病気になった場合・・・ 2ページ
療養(補償)等給付・休業(補償)等給付・休業補償特別援護金
2. 仕事または通勤が原因で親族が亡くなった場合・・・ 7ページ
遺族(補償)等給付・葬祭料等(葬祭給付)・長期家族介護者援護金・
未支給の保険給付・労災就学援護費・労災就労保育援護費
3. 既に労災保険給付を受けている場合・・・ 12ページ
傷病(補償)等年金・障害(補償)等給付・アフターケア・介護(補償)等給付・
義肢等補装具の費用の支給・外科後処置・その他の支援制度
4. 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合・・・ 17ページ
二次健康診断等給付
5. 1～3に共通して当てはまる場合・・・ 18ページ
6. 個人番号が記載された請求書等の取扱いについて・・・ 19ページ
7. チェックシート・・・ 19ページ



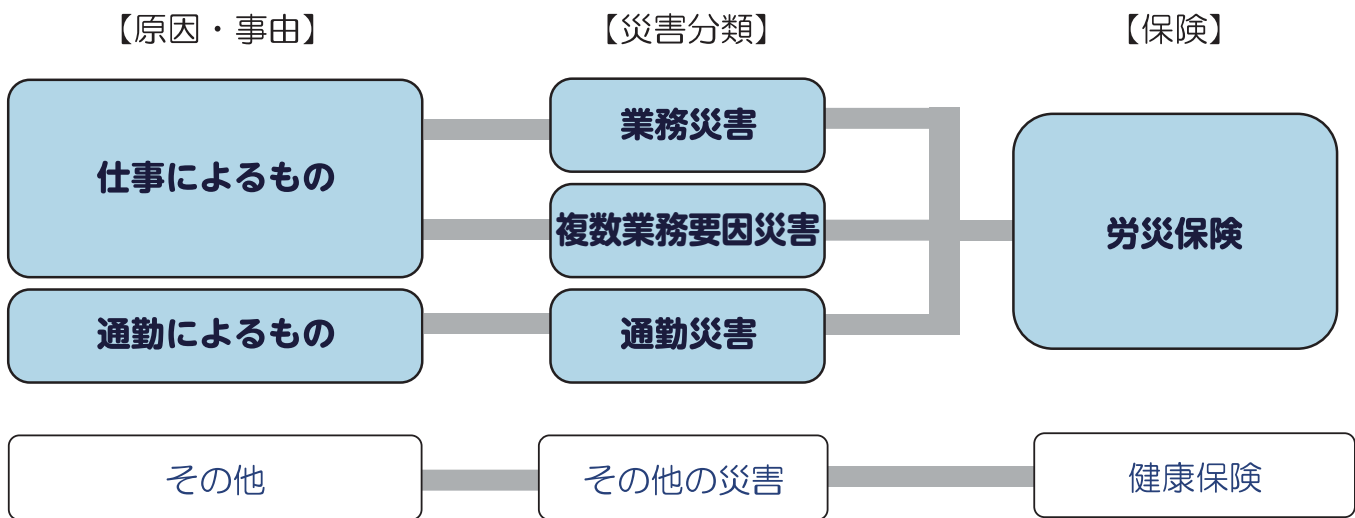
厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



はじめに

このパンフレットは、労働者の方々が仕事（業務）や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合、亡くなった場合に、ご本人やご遺族が労災保険で受けられる保険給付や支援制度の種類とその内容について、一般的に考えられるケースごとに、Q&Aと補足解説のかたちでご案内しています。請求忘れがないようにご確認ください。

なお、詳細な給付内容については、最寄りの労働基準監督署で説明を受けた上、給付に関する各リーフレットを別途ご確認ください。



複数の会社等に雇用されている労働者（複数事業労働者）の取扱い

複数事業労働者（事業主が同一でない複数の事業に同時に使用されている労働者）の方について、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価し、業務災害に当たるかどうか、労災認定の判断をします。

また、1つの事業場のみの業務上の負荷を評価して業務災害に当たらない場合に、複数の事業場の業務上の負荷（労働時間やストレス等）を総合的に評価して労災認定できるかを判断します。これにより労災認定されるときには、「複数業務要因災害」として各種保険給付が支給されます。

なお、複数業務要因災害の対象となる傷病等は、脳・心臓疾患や精神障害などです。複数事業労働者に係る保険給付額は、すべての就業先における賃金を基に決定されます。

くわしくは、厚生労働省ホームページ掲載の「複数事業労働者への労災保険給付 分かりやすい解説」をご覧ください。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000662505.pdf>)

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労働者災害補償保険法の改正について～複数の会社等で働かれている方への保険給付が変わります～>各種リーフレット

1. 仕事または通勤が原因で負傷したり病気になった場合

Q1

仕事または通勤が原因でケガをしたり病気にかかってしまった場合、病院での治療費（療養の費用）は、労災保険から支給されるのでしょうか。



A1

- (1) 労災病院や労災保険指定医療機関（以下「指定医療機関」といいます。）において、無料で治療を受けることができます（**療養の給付**）。
- (2) やむを得ず指定医療機関以外で治療を受けた場合には、いったん治療費を負担していただきますが、あとで請求することにより、負担した費用の全額が支給されます（**療養の費用の支給**）。
- (3) 通院するための交通費についても、一定の要件を満たせば支給されます（**療養の費用の支給**）。

療養（補償）等給付

療養（補償）等給付（※）には、「療養の給付」と「療養の費用の支給」があります。どちらも、傷病が治ゆ（症状固定）するまで給付を受けることができます。

※業務災害の場合は「療養補償給付」、複数業務要因災害の場合は「複数事業労働者療養給付」、通勤災害の場合は「療養給付」になります。

療養の給付

<請求方法>

ご本人が、指定医療機関を経由して、労働基準監督署に請求書を提出してください。

療養の費用の支給

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

通院費 …「療養の費用の支給」のうちのひとつです

<支給要件>

①と②の要件をどちらも満たす場合に支給します。

- ① 労働者の居住地または勤務地から、原則として片道2km以上の通院であること
- ② 同一市町村内の適切な医療機関へ通院した場合であること（適切な医療機関がない場合などには、同一市町村以外の医療機関への通院費が認められることがあります）

<支給内容>

通院に要した費用の実費相当額を支給します。

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

時効・・・療養の費用を支出した日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年（療養の給付については時効は問題となりません）

ケガや病気の治療を受けた場合の給付手続き

労働災害発生

指定医療機関で受診※1

その他の医療機関で受診※2

請求書に、事業主の証明

医療機関へ治療費等の支払い

※4請求書に、医師、事業主の証明

指定医療機関へ※3請求書の提出

労働基準監督署へ※4請求書の提出

看護・移送等に要した費用があれば領収書を添付

労働基準監督署で請求書を受理

労働基準監督署の調査

必要に応じて請求人及び関係者に書類の提出や聴取を依頼する場合があります。

労働基準監督署の調査

指定された請求人の振込口座へ支払

指定医療機関に治療費等の支払

請求書を受理してから給付決定までの期間は**おおむね1か月**ですが、場合によっては、**1か月以上を要すること**もあります。

※1 この場合、負傷などに係る治療を現物（無料）で支給します。

※3 療養の給付請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第5号 通勤災害の場合は様式第16号の3）

※2 この場合、療養にかかった費用を支給します。

※4 療養の費用請求書
（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第7号 通勤災害の場合は様式第16号の5）

ケガの治療のため会社を休んだ場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A2

療養のために仕事を休み、賃金を受けていない場合、**休業(補償)等給付**を受けることができます。

- いつから・・・休業4日目から
- いくら・・・1日につき、給付基礎日額(※)の80% (保険給付60%+特別支給金20%)

※ 「給付基礎日額」は、原因となった事故直前3か月分の賃金を暦日数で割ったもの(平均賃金)です。

<例1> 月20万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故が10月に発生した場合
給付基礎日額は、 $20万円 \times 3か月 \div 92日 (7月:31日、8月:31日、9月:30日)$
 $\div 6,522円$

<例2> 会社Aと会社Bの2社に就業している複数事業労働者で、会社Aからは月20万円、会社Bからは月10万円の賃金を受けており、賃金締切日が毎月末日で、事故が7月に発生した場合
会社Aの給付基礎日額は、
 $(20万円) \times 3か月 \div 91日 [4月(30日) + 5月(31日) + 6月(30日)]$
 $= 6,593.40円$
会社Bの給付基礎日額は、
 $(10万円) \times 3か月 \div 91日 [4月(30日) + 5月(31日) + 6月(30日)]$
 $= 3,296.70円$

合算した後の給付基礎日額
 $6,593.40円 + 3,296.70円 \div 9,891円$

→ 上記の「賃金」には、臨時に支払われた賃金、賞与など3か月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれません。

なお、「3か月を超える期間ごとに支払われる賃金」は障害特別年金などの額を定める場合の「算定基礎日額」に反映されます。

休業(補償)等給付

関連する支援：休業補償特別援護金

<支給要件>

①～③のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 業務上の事由または通勤による負傷や疾病による療養であること
- ② 労働することができないこと
- ③ 賃金を受けていないこと

<支給内容>

休業日4日目から、休業1日につき給付基礎日額の80% (保険給付60%+特別支給金20%) を支給します。なお、複数事業労働者の場合は、複数就業先に係る給付基礎日額に相当する額を合算した額の80% (保険給付60%+特別支給金20%) を支給します。

<留意点>

休業の初日から3日目までは労災保険からの支給はありません。この間(待期期間)は、業務災害の場合、事業主が休業補償(1日につき平均賃金の60%)を行うこととなります。ただし、複数業務要因災害・通勤災害の場合には、事業主の補償責任についての法令上の規定はありません。

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署に請求書を提出してください。

時効・・・賃金を受けない日ごとに請求権が発生し、その翌日から2年

休業（補償）等給付を受けるための手続き

労働災害発生

請求書に、医師、事業主の証明

請求書を労働基準監督署へ提出

2回目以降の請求が離職後の場合は事業主の証明は必要ありません。

<添付書類>

同一の事由によって障害厚生年金、障害基礎年金等の受給を受けている場合は、支給額が証明できる書類。

必要に応じて請求人及び関係者に書類の提出や聴取を依頼する場合があります。

労働基準監督署の調査

○業務が原因の負傷・疾病か否か
○休業を要するか否か
○保険給付額の算定
等

支給・不支給決定

請求人本人に対して、支給（不支給）決定の通知

請求書を受理してから給付決定までの期間はおおむね1か月ですが、場合によっては、1か月以上を要することもあります。

指定された振込口座へ保険給付を支払

※休業（補償）等給付支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第8号、通勤災害の場合は様式第16号の6）

Q3

会社が倒産したなどの理由により、休業の初日から3日間、会社が支払うべき休業補償を受けることができない場合、労災から支援を受けることはできますか。



A3

業務上の疾病に関して、待期期間3日間の休業補償を受ける見込みがない場合、一定の要件を満たせば、休業補償特別援護金により、待期期間3日分の補償を受けることができます。

休業補償特別援護金

関連する保険給付：休業補償給付

<支給要件>

事業場の廃止または事業主の行方不明後に疾病の発生が確定した場合などで、待期期間（3日間）の休業補償を受けられない場合

<支給内容>

休業補償給付の3日分に相当する額の援護金を支給します。

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

2. 仕事または通勤が原因で親族が亡くなった場合

Q4

仕事または通勤が原因で夫が死亡した場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A4

遺族（補償）等給付、葬祭料等（葬祭給付）を受けることができます。

遺族(補償)等給付・・・遺族(補償)等年金、遺族(補償)等一時金

関連する保険給付や支援：未支給の保険給付・特別支給金、労災就学援護費
労災就労保育援護費、長期家族介護者援護金

○遺族(補償)等年金

<請求できる遺族（受給資格者）>

被災労働者の死亡当時、その収入によって生計を維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹（妻以外の遺族については、被災労働者の死亡当時に一定の高齢または年少であるか、あるいは一定の障害の状態にあることが必要です。）

<支給内容>

受給資格者のうち最先順位者に対し、遺族の数などに応じて、以下のとおり支給されます。また、1回に限り、年金の前払いを受けることができます。

遺族数	遺族(補償)等年金	遺族特別支給金(一時金)	遺族特別年金
1人	給付基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻、または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分)	300万円	算定基礎日額の153日分(ただし、その遺族が55歳以上の妻、または一定の障害状態にある妻の場合は給付基礎日額の175日分)
2人	給付基礎日額の201日分		算定基礎日額の201日分
3人	給付基礎日額の223日分		算定基礎日額の223日分
4人以上	給付基礎日額の245日分		算定基礎日額の245日分

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

○遺族(補償)等一時金

<支給要件・支給内容>

- 被災労働者の死亡当時、遺族(補償)等年金を受ける遺族がない場合
→ 給付基礎日額1,000日分、遺族特別支給金300万円、算定基礎日額1,000日分が、亡くなった方の遺族のうち最先順位者に支給されます。
- 遺族(補償)等年金の受給権者がすべていなくなってしまうときで、受給権者であった遺族の全員に対して支払われた年金と年金前払一時金の合計額が給付基礎日額および算定基礎日額の1,000日分に満たない場合
→ 給付基礎日額の1,000日分および算定基礎日額の1,000日分から既に支給された遺族(補償)等年金などの合計額を差し引いた額が、亡くなった方の遺族のうち最先順位者に支給されます。

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から5年

遺族（補償）等給付を受けるための手続き

労働災害発生

労働者の死亡

事業主から請求書に証明を受ける

遺族（補償）等年金支給請求書には個人番号を記入する必要があります

<添付書類>

- 死亡診断書
- 故人との関係を証明できる書類（戸籍抄本・謄本等）
- 故人の収入で生計を維持していたことがわかるもの（住民票の写し、民生委員の証明等）等

※遺族（補償）等年金支給請求書に記入頂く個人番号を活用することで住民票の写しの提出を省略することができます。

遺族が請求書及び添付書類を労働基準監督署へ提出

- 遺族（補償）等年金前払一時金を請求される場合は、原則として、遺族（補償）等年金の請求と同時に、請求書を労働基準監督署へ提出して下さい。
- 遺族（補償）等年金前払一時金の時効は、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年です。ただし、被災労働者が亡くなった日の翌日から2年以内で、かつ年金の支給決定の通知のあった日の翌日から1年以内であれば、遺族（補償）等年金を受けた後でも前払一時金を請求することができます。

労働基準監督署の調査

- 死亡が業務（通勤）上のものか否か
- 受給権者の確認
- 保険給付額の算定

等

支給・不支給決定

請求書を受理してから給付決定までの期間は**おおむね4か月**ですが、場合によっては、**4か月以上を要する**こともあります。

請求人に対して、支給（不支給）決定の通知

指定された振込口座へ保険給付の支払

- ※・遺族（補償）等年金支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第12号、通勤災害の場合は様式第16号の8）
- ・遺族（補償）等一時金支給請求書（業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第15号、通勤災害の場合は様式第16号の9）

※その他、必要とする書類を提出して頂く場合があります。

○遺族(補償)等年金を受給していた方が亡くなった場合は？
前記の遺族のうち、次順位の受給資格者に支給されます。

葬祭料等(葬祭給付)

<支給要件>

遺族が葬祭を行った場合、または被災労働者の会社が社葬(恩恵的なものなどを除く)を行った場合。

<支給内容>

葬祭の費用を負担した者に対して支給します。

① 315,000円+給付基礎日額の30日分

② ①の額が給付基礎日額の60日分に満たない場合は給付基礎日額の60日分

<請求方法>

遺族などが、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から2年

Q5

業務災害によって重い障害を負ったため、長期にわたり介護をしていた親族が、業務とは関係のない病気で死亡しました。何か補償を受けられるのでしょうか。



A5

遺族(補償)等給付が受けられない場合であって、長期に被災者の介護に当たってきたなど、一定の要件を満たす遺族は、長期家族介護者援護金を受けることができます。

長期家族介護者援護金

関連する保険給付：障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

一定の障害により、障害等級第1または2級の障害(補償)等年金もしくは傷病等級第1または2級の傷病(補償)等年金を10年以上受給していた方が、業務以外の原因で死亡したとき、その遺族が一定の要件を満たす場合。

<支給内容>

遺族に対して、100万円の援護金が支給されます(援護金の支給を受けられる遺族が2人以上の場合は、100万円をその数で除して得た額)。

<申請方法>

遺族が、労働基準監督署を経由して、都道府県労働局に申請書を提出してください。

時効・・・被災労働者が亡くなった日の翌日から2年

Q6

死亡する前に治療や休業をされていて、労災による保険給付を受けることができた家族が、給付を受ける前に死亡した場合、誰かが代わりに給付を受けることはできますか。



A6

保険給付を受ける権利を有する方が亡くなったとき、その方に

- ① 支給事由はあるが、まだ請求していない
- ② 請求はしたが、まだ支給決定していない
- ③ 支給決定はあったが、まだ支払われていない

保険給付（未支給の保険給付）がある場合は、一定の要件を満たす遺族に保険給付および特別支給金を支給します。

未支給の保険給付・特別支給金

関連する保険給付：療養(補償)等給付、休業(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金、遺族(補償)等給付、介護(補償)等給付、葬祭料等(葬祭給付)

〇亡くなった保険給付を受ける権利を有する方（受給権者）に未支給の保険給付がある場合
<請求できる遺族>

①②の要件をどちらも満たす場合に請求することができます。

- ① 亡くなった受給権者の配偶者、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹
- ② 受給権者が亡くなった当時、その方と生計を同じくしていたこと（必ずしも同居している必要はありません）

なお、①②の要件を満たす方がいない場合は、相続人が請求することができます。

<請求方法>

遺族が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・それぞれの保険給付と同じ

Q7

遺族(補償)等年金受給者や遺児が学校などに通っている場合、何らかの支援が受けられるのでしょうか。



A7

遺族(補償)等年金を受給している方や、一定の要件を満たす方は、

- ① 労災就学援護費
- ② 労災就労保育援護費

として、一定額の支給を定期的に受けることができます。

労災就学援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③いずれかに当てはまり、学費などの支払いが困難と認められる場合

- ①遺族(補償)等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子が学校教育法第1条の学校など※に在学している(以下「在学中」)、または受給者本人が在学中
- ②第1～3級の障害(補償)等年金を受給していて、生計を同じくしている子が在学中、または受給者本人が在学中
- ③傷病(補償)等年金を受給していて(せき髄の損傷などで傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る)、生計を同じくしている子が在学中

※小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校など

<支給内容>

ご本人やお子さんが在学する学校などに応じ、原則として、以下の金額を支給します。(令和3年3月1日現在。金額は変更となる場合がありますので、管轄の労働基準監督署にご確認ください。)

- 小学校 : 月額 14,000円
- 中学校 : 月額 18,000円(通信制課程は月額 15,000円)
- 高等学校等 : 月額 17,000円(通信制課程は月額 14,000円)
- 大学等 : 月額 39,000円(通信制課程は月額 30,000円)

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

労災就労保育援護費

関連する保険給付：遺族(補償)等給付、障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件>

次の①～③のいずれかに当てはまり、保育費用を援護する必要があると認められる場合

- ①遺族(補償)等年金を受給していて、死亡した労働者の子と生計を同じくしており、その子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ②第1～3級の障害(補償)等年金を受給していて、生計を同じくしている子を就労のために保育所などに預けている、または受給者本人がその家族の就労のために保育所などに預けられている
- ③傷病(補償)等年金を受給していて(せき髄の損傷等で傷病の程度が特に重篤と認められる人に限る)、生計を同じくしている子供を就労のために保育所などに預けている

<支給内容>

月額 13,000円

<申請方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ申請書を提出してください。

3. 既に労災保険給付を受けている場合

Q8

治療のためにいつまで通院できるのでしょうか。



A8

傷病が治ゆ（症状固定）するまで、療養（補償）等給付を受けることができます。
なお、療養開始後、1年6か月を経過しても治ゆ（症状固定）しておらず、障害の程度が重い場合には傷病（補償）等年金を受けることができます。

傷病（補償）等年金

関連する保険給付や支援：介護（補償）等給付、長期家族介護者援護金

<支給要件・支給内容>

法令で定められた傷病の程度（傷病等級）に該当し、その状態が継続している場合、傷病（補償）等年金、傷病特別支給金および傷病特別年金を支給します。

傷病等級	傷病（補償）等年金	傷病特別支給金（一時金）	傷病特別年金
第1級	給付基礎日額の313日分	114万円	算定基礎日額の313日分
第2級	〃 277日分	107万円	〃 277日分
第3級	〃 245日分	100万円	〃 245日分

<留意点>

ご本人の請求により支給するものではなく、労働基準監督署長の決定に基づき支給します。

Q9

完治していないのに、治ゆ（症状固定）と言われましたが、何らかの補償はありますか。



A9

労災保険では完治に至らなくても、傷病の状態が安定し、治療してもこれ以上改善しない状態を治ゆ（症状固定）として取り扱います。治ゆ（症状固定）の状態になった方には、以下のような保険給付や支援を行います。

- (1) 治ゆした後に後遺障害が残った場合は、障害の程度に応じて、障害（補償）等給付を支給します。
- (2) 特定の傷病に該当する場合、「アフターケア」として診察、保健指導、検査など一定の範囲内で必要な措置およびそれに要した通院費を支給します。

障害(補償)等給付

関連する保険給付や支援：介護(補償)等給付、長期家族介護者援護金、外科後処置、アフターケア、義肢等補装具の費用の支給

<支給要件・内容>

工作中または通勤による負傷や疾病が治ゆ(症状固定)したとき、身体に一定の障害が残り、法令で定められた障害等級に該当するとき、その障害の程度に応じてそれぞれ以下のとおり年金または一時金を支給します。

障害等級	障害(補償)等給付		障害特別支給金		障害特別年金		障害特別一時金	
1級	年金	給付基礎日額の313日分	一時金	342万円	年金	算定基礎日額の313日分	/	
2級		" 277日分		320万円		" 277日分		
3級		" 245日分		300万円		" 245日分		
4級		" 213日分		264万円		" 213日分		
5級		" 184日分		225万円		" 184日分		
6級		" 156日分		192万円		" 156日分		
7級		" 131日分		159万円		" 131日分		
8級	一時金	" 503日分	65万円	一時金	算定基礎日額の503日分			
9級		" 391日分	50万円		" 391日分			
10級		" 302日分	39万円		" 302日分			
11級		" 223日分	29万円		" 223日分			
12級		" 156日分	20万円		" 156日分			
13級		" 101日分	14万円		" 101日分			
14級		" 56日分	8万円		" 56日分			

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・傷病が治ゆした日の翌日から5年

アフターケア(アフターケア通院費)

関連する保険給付：障害(補償)等給付

<支給要件>

対象となる傷病(20傷病)について、傷病が治ゆ(症状固定)した後においても、後遺症状が変化したり、後遺障害に付随する疾病を発症させるおそれがあり、健康管理手帳の交付を受けた場合

<支給内容>

保健上の措置として、診察、保健指導・検査などを一定の範囲内で受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、診療等に要した通院費を支給します。

<申請方法>

ご本人が、事前に健康管理手帳交付申請書を都道府県労働局へ提出してください。

後遺障害が残った場合の 給付の手続き

労働災害発生



療養



症状固定



事業主から請求書に
証明を受ける

障害(補償)等給付支給請
求書には個人番号を記入
する必要があります

<添付書類>

- 診断書
- レントゲン写真等
- 同一の事由によって、障害厚生年金、障害基礎年金等の受給を受けている場合は支給額が証明できるもの

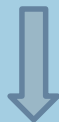
※医療機関は個人番号を取り扱うことはできませんので、診断書の作成依頼等の際に個人番号の記載された請求書を医療機関に提示したり、送付したりすることのないようご注意ください。

請求書を労働基準監督署へ提出



※症状固定及び障害等級の認定の際は、必要に応じて専門医による症状の確認を行う場合があります。

障害等級の認定



ご本人に対して、保険給付決定の通知

請求書を受理してから給付決定までの期間は**おおむね3か月**ですが、場合によっては、**3か月以上を要すること**もあります。

※障害(補償)等給付支給請求書(業務災害・複数業務要因災害の場合は様式第10号、通勤災害の場合は様式第16号の7)

指定された振込口座
へ保険給付の支払

※その他、必要とする書類を提出して頂く場合があります。

Q10

重い後遺障害により、今後家族や介護サービスなどから介護を受けることになる場合、どのような補償が受けられるのでしょうか。



A10

介護(補償)等給付として、介護に要した費用を一定の範囲で支給します。

介護(補償)等給付

関連する保険給付：障害(補償)等給付、傷病(補償)等年金

<支給要件のポイント>

①～④のすべての要件を満たす必要があります。

- ① 障害(補償)等年金または傷病(補償)等年金の第1または2級で高次脳機能障害、身体性機能障害などの障害を残し、常時あるいは随時介護を要する状態にあること
- ② 民間の有料介護サービスなどや親族、友人、知人から、現に介護を受けていること
- ③ 病院または診療所に入院していないこと
- ④ 介護老人保健施設などに入所していないこと

<支給内容>

支給額は常時介護、随時介護で異なり、それぞれ以下のとおりです。

(令和3年3月1日現在。金額は変更となる場合がありますので、管轄の労働基準監督署にご確認ください。)

- 常時介護：月額 72,990～166,950円
- 随時介護：月額 36,500～83,480円

<請求方法>

ご本人が、直接、労働基準監督署へ請求書を提出してください。

時効・・・介護を受けた月の翌月の1日から2年

Q11

一度治ゆ(症状固定)した後、再び症状が悪化した場合、何らかの補償が受けられるのでしょうか。



A11

いったん治ゆ(症状固定)の状態となった傷病であっても、以下の3つの要件を全て満たす場合には「再発」として、再び補償を受けることができます。

- ① 傷病の悪化の原因が当初の業務または通勤による傷病以外の原因によるものでないと認められること
- ② 治ゆ時の状態からみて明らかに症状が悪化したこと
- ③ 療養によってその症状が改善される見込みがあること

Q12

後遺障害が残り、今後車いすや義肢などの補装具が必要となった場合、どのような支援が受けられるのでしょうか。



A12

義肢などの補装具の購入や修理にかかった費用の支給を受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、購入や修理に要した旅費を支給します。

義肢等補装具の費用の支給

関連する保険給付：障害(補償)等給付

<支給要件>

障害(補償)等給付の支給を受けているか、受けると見込まれ、一定の要件を満たす場合

<支給内容>

購入(修理)に要した費用を基準額の範囲内で支給します。また、一定の要件を満たす場合は、購入(修理)に要した旅費を支給します。

なお、義肢等補装具の販売(修理)を行った業者に、国から支給される金銭の受領を委任することができます。この場合、国は業者へ購入(修理)に要した費用(基準に定める範囲内の金額)を支払いますので、申請者ご本人が費用を支払う必要はありません。

また、一定の要件を満たせば、基準に定める価格との差額を申請者が負担し、基準額を超える義肢等補装具を購入(修理)することもできます。

<申請方法>

ご本人が、事前に、都道府県労働局へ申請書を提出してください。

Q13

後遺障害の軽減や義肢の装着などのための手術や診療(げかごしよち)(外科後処置)を受けることはできますか。



A13

外科後処置を無償で行っています。また、一定の要件を満たす場合は、外科後処置に要した旅費を支給します。

外科後処置

関連する保険給付：障害(補償)等給付

<支給要件>

障害(補償)等給付の支給を受けていて、一定の要件を満たす場合

<支給内容>

指定医療機関において、義肢装着のための再手術、はんこん癒痕の軽減など、傷病が治ゆ(症状固定)した後に行う処置・診療を自己負担なしで受けることができます。また、一定の要件を満たす場合は、処置・診療に要した旅費の支給を受けることができます。

<申請方法>

ご本人が、事前に申請書を労働基準監督署を経由して都道府県労働局に提出してください。

その他の支援制度について

(1) 頭頸部外傷症候群等に対する職能回復援護

頭頸部外傷症候群等にり患^{ひん}した方で、精神または神経に障害が残った方については、被災前の労働に従事することが困難な場合が少なくないことから、就業のための技能の習得を目的として教習等に出席するときは、教材費等の一部を支給します。

(2) 労災はり・きゅう施術特別援護措置

頭頸部外傷症候群等にり患^{ひん}した方については、その症状が固定した後における疼痛などを軽減する必要があるとき、原則として1年以内の期間、1か月に5回を限度として、はり・きゅう施術を自己負担なしで受けられます。

(3) 振動障害者社会復帰援護金

振動障害により療養していた方に対し、治ゆ（症状固定）したときに、給付基礎日額の120日分（65歳未満の場合は200日分）を一時金として支給します。ただし、いずれの場合も300万円を限度としています。

(4) 振動障害者雇用援護金

振動障害が軽快した、または治ゆ（症状固定）した労働者を振動業務以外の業務に再就労させたなどの場合に、事業主に対し、①転換援護金、②訓練・講習等経費、③指導員経費を支給します。

4. 会社の健康診断で異常の所見があると診断された場合

Q14

会社で行われた労働安全衛生法に基づく定期健康診断など（一次健康診断）で、検査結果に異常があった場合、再検査などを労災保険で受けることはできますか。



A14

一定の項目で異常が認められた場合には、二次健康診断等給付として、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

二次健康診断等給付

<支給要件>

労働安全衛生法に基づく直近の定期健康診断などで、脳・心臓疾患に関連する一定の項目について異常の所見があると診断された場合

<支給内容>

労災病院または都道府県労働局長が指定する病院などで、1年度内に1回、二次健康診断と特定保健指導を自己負担なしで受けることができます。

<請求方法>

ご本人が、一次健康診断を受けた日から3か月以内に、健診給付病院等を経由して都道府県労働局長に請求書を提出してください。

5. 1~3に共通して当てはまる場合

Q15

私が勤務している会社では、普段、労災保険の手続きを庶務担当者が行ってくれますが、今回の事故は労災には当たらないとして、協力的でなく、事業主証明などの手続きを行ってくれないのですが、どうしたらよいのでしょうか。

A15

労災保険の手続きは原則として、被災された方が自ら行っていただいて問題ありません。会社が事業主証明を拒否するなどやむを得ない場合には、事業主の証明がなくても、労災保険の請求書は受理されますのでご安心ください。

Q16

かなり前に会社で発生した事故は、労災として認めてもらうことはできるのでしょうか。

A16

原則として、各保険給付ごとに決められている時効を過ぎてしまうと給付を受けることはできません。それぞれの給付項目に時効を記載していますので、ご確認ください。

Q17

退職してしまったり、既に会社がなくなってしまった場合でも労災補償を受けることができるのでしょうか。

A17

そのような状況でも請求することができます。
なお、その場合は、事業主や会社の同僚の住所・氏名を教えてください。

Q18

仕事中や通勤途中の交通事故で、事故の相手方が加入している自賠責保険などから保険金を受けた場合、労災保険からの支給は受けられるのでしょうか。

A18

自賠責保険などから保険金の支払いを受けた場合、同一理由での労災保険給付は自賠責保険などから受領した金額を差し引いて支給することになります。(損害の二重てん補が生じないようにします。)

なお、休業した場合や後遺症が残った場合に支給される特別支給金については、自賠責保険などからの支払いの有無にかかわらず支給します。

6. 個人番号が記載された請求書等*の取扱いについて

- 労働基準監督署の窓口へ提出される場合は、封筒に入れるなどして周囲の人の目に触れないようご注意ください。また、個人番号が記載された請求書等を提出される際には、本人確認（個人番号確認と身元（実在）確認）を行いますので、本人確認書類をご用意ください。
（本人確認書類の例）
 - ① 個人番号カード
 - ② 通知カード、個人番号付き住民票など + 運転免許証、パスポートなど
- 労働基準監督署に郵送される場合は、普通郵便による提出も受理いたしますが、漏えい、紛失等の事故を防止するため、できるだけ、追跡可能な簡易書留などによる方法で提出してください。また、本人確認のため本人確認書類の写しを同封してください。
- 詳しくは労働基準監督署にご相談ください。

*個人番号を記載して提出する労災保険手続は次のとおり

障害補償給付・複数事業労働者障害給付支給請求書（様式第10号）、障害給付支給請求書（様式第16号の7）、遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金支給請求書（様式第12号）、遺族年金支給請求書（様式第16号の8）、遺族補償年金・複数事業労働者遺族年金・遺族年金転給等請求書（様式第13号）、年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名・年金の払渡金融機関等変更届（様式第19号）

7. チェックシート

あなたが受けられる保険給付や支援は次のものです。

- | | | | |
|-------------------------------------|-------|---------------------------------------|-------|
| <input type="checkbox"/> 療養（補償）等給付 | （P2） | <input type="checkbox"/> 休業（補償）等給付 | （P4） |
| <input type="checkbox"/> 休業補償特別援護金 | （P6） | <input type="checkbox"/> 遺族（補償）等給付 | （P7） |
| <input type="checkbox"/> 葬祭料等（葬祭給付） | （P9） | <input type="checkbox"/> 長期家族介護者援護金 | （P9） |
| <input type="checkbox"/> 未支給の保険給付 | （P10） | <input type="checkbox"/> 労災就学援護費 | （P11） |
| <input type="checkbox"/> 労災就労保育援護費 | （P11） | <input type="checkbox"/> 傷病（補償）等年金 | （P12） |
| <input type="checkbox"/> 障害（補償）等給付 | （P13） | <input type="checkbox"/> アフターケア | （P13） |
| <input type="checkbox"/> 介護（補償）等給付 | （P15） | <input type="checkbox"/> 義肢等補装具の費用の支給 | （P16） |
| <input type="checkbox"/> 外科後処置 | （P16） | <input type="checkbox"/> 二次健康診断等給付 | （P17） |
| <input type="checkbox"/> その他（ | | | ） |

請求書の記載方法、支給要件、給付内容などに関するご質問は「労災保険相談ダイヤル」でもお答えしていますのでご利用ください。

0570-006031（土日祝日・年末年始を除く9:00～17:00）



労災 請求書

検索

請求書は、厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

（<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/rousaihoken06/03.html>）

トップページ「分野別の政策一覧」雇用・労働＞労働基準＞労災補償＞労災保険給付関係請求書等ダウンロード

MOCA を取り扱う業務に従事されていた労働者の皆様 またはそのご家族の皆様へのお知らせ

MOCA を取り扱う業務に 5 年以上従事し、10 年以上の潜伏期間を経て膀胱がん（※）を発症した場合には、その労働者の方に対して、労災保険から治療費や休業補償などの保険給付が支給されることがあります。

また、上記の業務に従事していた労働者の方が、膀胱がんが原因で死亡した場合には、そのご遺族に対する遺族補償として保険給付が支給されることがあります。

（※）MOCA を取り扱う業務に従事した期間が 5 年または膀胱がん発症までの潜伏期間が 10 年に満たない場合でも、従事していた作業内容や、ばく露状況などによっては、労災保険給付を受けられることがあります。

（労災保険給付の概要）

- ・膀胱がん等の治療に必要な補償（療養補償給付）
- ・賃金を受けられない場合の補償（休業補償給付）
- ・遺族に対する補償（遺族補償給付）

この件に関するお問い合わせは、お近くの都道府県労働局または労働基準監督署にお願いします（裏面をご覧ください）。

また、労災保険給付に関する一般的なご質問については、「労災保険相談ダイヤル」でも受け付けています。

TEL：0570-006031／平日 8:30～17:15

※ ご利用の際は、通話料がかかります。一部 IP 電話等からはご利用になれません。

厚生労働省労働基準局補償課

◆お問い合わせ先一覧

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル	023-624-8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3506
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2856
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-223-0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-254-6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング	052-855-2147
三重	514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077-522-6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階	0742-32-1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9245
山口	753-8510	山口市中原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館大樹生命南国テレホンビル	099-223-8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-3559

事業主の皆さまへ

～ MOCA を取り扱う作業に従事されていた
労働者等への労災保険制度の周知等のお願いについて ～

労働基準行政の推進につきまして、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内の化成品等を製造する工場において、3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン（MOCA）を取り扱う業務に従事していた労働者に発症した膀胱がんの労災請求があったことを受け、厚生労働省において、MOCA のばく露と膀胱がんの発症との関連性について検討を行った結果、令和2年12月に、現時点の医学的知見が、報告書として取りまとめられました。

この報告書で示された MOCA のばく露と膀胱がんの発症との関連性については、概ね次のとおりであり、MOCA のばく露により膀胱がんを発症したとして労災請求がなされた事案については、この考え方にに基づき業務と膀胱がんの関連性を検討し、労災保険給付の可否を判断します。

- ① MOCA のばく露業務に5年以上従事した労働者に発症した膀胱がんは、潜伏期間が10年以上認められる場合、その業務が有力な原因となって発症した可能性が高いものと考えること。
- ② MOCA のばく露業務への従事期間が5年または潜伏期間が10年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無、喫煙の有無などを勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討すること。

過去に MOCA を取り扱っていた労働者の中には、膀胱がんを発症された方がいる可能性があることから、厚生労働省では、MOCA を過去に取り扱っていた、または現在取り扱っている事業場に対して、所属の労働者、既に退職されている労働者やそのご遺族の方々に、労災保険制度の周知と労災請求等の勧奨をしていただくよう要請することになりましたので、貴事業場におかれましても、趣旨をご理解の上、ご協力いただくようお願い申し上げます。

※ MOCA により膀胱がんを発症した労働者に関する労災請求権の消滅時効については、報告書の公表日（令和 2 年 12 月 22 日）から進行します。

なお、制度の概要や請求手続き等については、同封のパンフレット「労災保険給付の概要」、「請求（申請）のできる保険給付等」をご参照いただくとともに、退職された労働者や、そのご遺族の方々への周知等に当たっては、別添のお知らせの書面をご活用ください。

また、現在 MOCA を取り扱う業務に従事している労働者で、特殊健康診断等により、膀胱がんと診断された方についても、同封のパンフレット等により、労災保険制度の周知と労災請求の勧奨をしていただきますようお願いいたします。

労災保険制度や労災請求の手続き等についてご不明な点がございましたら、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署までお問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

※ 「労災保険給付の概要」、「請求（申請）のできる保険給付等」のほか、労災補償関係のパンフレット等については、厚生労働省ホームページにも掲載しています
(URL : https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/pamphlet_faq.html)。

また、「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」報告書についても同様に、厚生労働省ホームページに掲載しています。

パンフレット検索方法

トップページの「テーマ別に探す」→雇用・労働の「労働基準」→施策情報の「労災補償」→労災補償給付の種類→各種パンフレット・FAQ はこちら

報告書検索方法

芳香族アミン検討会で検索→厚生労働省「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」→2020（令和 2）年 12 月 22 日の報道発表資料

参考：MOCA による健康障害防止対策について

MOCA を現在取り扱っている事業場及び過去に取り扱っていた事業場に対して、以下の対策をお願いしていますので、改めてご留意頂きますようお願いいたします。

1 特化則に基づくばく露防止措置等の徹底（現在取扱事業場）

MOCA の製造・取扱いを現在行っている事業場においては、特定化学物質傷害予防規則（特化則）に基づくばく露防止措置を徹底すること。

その際、設備的な対策のみならず、関係労働者の作業方法や保護具の着用・管理等についても必要な対策を講じること。また、経気道ばく露に限らず、保護手袋の着用や休憩室への入室の際の付着物の除去など、経皮ばく露や経口ばく露の防止措置も講じること。

2 特化則に基づく健康管理の徹底等（現在取扱事業場、過去取扱事業場）

現に MOCA を取り扱っている労働者及び過去に取り扱ったことのある労働者であって現在も雇用しているものに対して、平成 29 年 4 月から施行された改正後の特化則に基づく特殊健康診断（膀胱がん等の尿路系の障害（腫瘍等）を予防・早期発見するための項目が追加されたもの）の実施を徹底すること。

なお、MOCA を取り扱ったことのある労働者であって既に退職しているものについては、今後、専門家の意見を聴取し、必要な措置を講じる予定としているが、それまでの間、特化則に基づく特殊健康診断と同様の内容の検査の受検を勧奨すること。

3 特化則に基づく記録の保存期間の延長（現在取扱事業場、過去取扱事業場）

膀胱がん有病歴者の中には、MOCA へのばく露から膀胱がんの発症まで 30 年以上経過していると考えられる者も確認されていることから、MOCA を現在又は過去に製造し、若しくは取り扱ったことのある事業場においては、特化則に基づく MOCA に関する作業の記録、作業環境測定の評価の記録、特殊健康診断の結果の記録について、法令上の保存期間（30 年間）を経過後も、引き続き、保存すること。

◆お問い合わせ先一覧

《お近くの労働基準監督署または都道府県労働局》

(所在地一覧) <http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

都道府県労働局一覧

都道府県	郵便番号	住所	電話番号
北海道	060-8566	札幌市北区北8条西2丁目1番1号 札幌第1合同庁舎	011-709-2311
青森	030-8558	青森市新町2-4-25 青森合同庁舎	017-734-4115
岩手	020-8522	盛岡市盛岡駅西通1-9-15 盛岡第2合同庁舎	019-604-3009
宮城	983-8585	仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎	022-299-8843
秋田	010-0951	秋田市山王7丁目1番3号 秋田合同庁舎	018-883-4275
山形	990-8567	山形市香澄町3丁目2番1号 山交ビル	023-624-8227
福島	960-8021	福島市霞町1-46 福島合同庁舎	024-536-4605
茨城	310-8511	水戸市宮町1丁目8-31 茨城労働総合庁舎	029-224-6217
栃木	320-0845	宇都宮市明保野町1-4 宇都宮第2地方合同庁舎	028-634-9118
群馬	371-8567	前橋市大手町2丁目3番1号 前橋地方合同庁舎	027-896-4738
埼玉	330-6016	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクシス・タワー	048-600-6207
千葉	260-8612	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎	043-221-4313
東京	102-8306	千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎	03-3512-1617
神奈川	231-8434	横浜市中区北仲通5丁目57番地 横浜第2合同庁舎	045-211-7355
新潟	950-8625	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	025-288-3506
富山	930-8509	富山市神通本町1丁目5番5号 富山労働総合庁舎	076-432-2739
石川	920-0024	金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎	076-265-4426
福井	910-8559	福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎	0776-22-2656
山梨	400-8577	甲府市丸の内1丁目1番11号	055-225-2856
長野	380-8572	長野市中御所1丁目22-1	026-223-0556
岐阜	500-8723	岐阜市金竜町5丁目13番地 岐阜合同庁舎	058-245-8105
静岡	420-8639	静岡市葵区追手町9番50号 静岡地方合同庁舎	054-254-6369
愛知	460-0008	名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルディング	052-855-2147
三重	514-8524	津市島崎町327番2 津第二地方合同庁舎	059-226-2109
滋賀	520-0806	大津市打出浜14-15 滋賀労働総合庁舎	077-522-6630
京都	604-0846	京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451	075-241-3217
大阪	540-8527	大阪市中央区大手前4丁目1番67号 大阪合同庁舎第2号館	06-6949-6507
兵庫	650-0044	神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー	078-367-9155
奈良	630-8570	奈良市法蓮町163-1 新大宮愛正寺ビル3階	0742-32-1910
和歌山	640-8581	和歌山市黒田2丁目3-3 和歌山労働総合庁舎	073-488-1153
鳥取	680-8522	鳥取市富安2丁目89-9	0857-29-1706
島根	690-0841	松江市向島町134番10 松江地方合同庁舎	0852-31-1159
岡山	700-8611	岡山市北区下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-225-2019
広島	730-8538	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-221-9245
山口	753-8510	山口市中原町6番16号 山口地方合同庁舎2号館	083-995-0374
徳島	770-0851	徳島市徳島町城内6番地6 徳島地方合同庁舎	088-652-9144
香川	760-0019	高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎	087-811-8921
愛媛	790-8538	松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎	089-935-5206
高知	781-9548	高知市南金田1-39	088-885-6025
福岡	812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目11番1号 福岡合同庁舎新館	092-411-4799
佐賀	840-0801	佐賀市駅前中央3丁目3番20号 佐賀第2合同庁舎	0952-32-7193
長崎	850-0033	長崎市万才町7-1 TBM長崎ビル	095-801-0034
熊本	860-8514	熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-355-3183
大分	870-0037	大分市東春日町17番20号 大分第2ソフィアプラザビル	097-536-3214
宮崎	880-0805	宮崎市橘通東3丁目1番22号 宮崎合同庁舎	0985-38-8837
鹿児島	892-0842	鹿児島市東千石町14-10 天文館大樹生命南国テレホンビル	099-223-8280
沖縄	900-0006	那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎	098-868-3559